

第10日目（9月8日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位15番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、一般質問をさせていただきます。今回は大項目2点について一般質問をさせていただきます。

1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

まず大項目の1点目、子育て環境の整備に向けた保育体制の充実についてであります。南魚沼市では人口減少対策も含め、重要施策の1つとして、子育て世代への支援の充実に取り組んでいるところであります。

しかし、子育て支援で重要な位置を占める保育の体制、これは2015年の子ども・子育て支援新制度への移行により、市内の市立保育園では3歳児の保育士の配置基準は、私立は既に15対1となっておりますが、残念ながら公立、南魚沼市立の保育園ではいまだに20対1のままとなっております。また1歳児の保育士の配置基準でございますが、私立の保育園では3対1という基準に向けて頑張っている。なかなか職員の配置がままならず、若干断念しているところもございますが、配置基準3対1で、基本的には推移して、それに向けて取り組んでいるという状況です。公立、南魚沼市立の保育園については6対1の基準に若干上乘せした、いわゆる6対1プラスというようなことを言われておりますが、というような基準になっております。

このように同じ市内の保育園で、市の将来を担う大事な子供たちを預かる保育の基準が統一されていない。このことは大きな問題だろうと思っております。このような状況は早期に改善する必要があると考えますが、お考えを伺いたいと思っております。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。それでは、梅沢議員のご質問に答えさせていただきます。

1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

子育て環境の整備に向けた保育体制の充実ということでありまして。保育体制については、市内の私立の保育園と南魚沼市立の保育園で3歳児及び1歳児の保育基準に乖離があるが、早急に改善すべきではないかというお尋ねであります。

保育士の配置についてですが、国の基準では、1歳児、2歳児は児童6人に保育士1人、6対1と言われるものですが、こうなっております、3歳児は児童20人に保育士1人、これは20対1となっております。南魚沼市では公立保育園の保育士を国の基準に沿って配置している状況です。私立保育園・認定こども園が配置基準の改善に取り組んだときには、その費用の一部が県そして南魚沼市からの補助金や国からの交付金で補填をされています。このため、私立の園では、1歳児は児童3人に保育士1人、3対1、先ほど議員もお話しいただきました。3歳児は児童15人に保育士1人、これは15対1という配置が大半の園で行われていることが事実であります。

南魚沼市では3歳未満児の受入れや支援を必要とする児童への加配職員が今非常に大きな課題になっています。様々の子供の状況も1人1人大変な時代になっています。それらを手厚く配置することに優先して取り組んでいる状況です。市内の有資格者数が限られているということもありまして、保育士の配置基準の改善には、議員も残念ながらというお言葉も使われていますが、私どもも非常にそういうところも思っております、十分に組み合っていないという状況であります。

しかしながら、令和2年度から保育現場からの要望の非常に多かった1歳児の配置を現行、先ほど言ったとおり6対1、国の基準でやっているわけですが、ここに市で補助員を配置することで、6対1から5対1とするような、南魚沼市独自の6対1プラス方式の取組を開始した。環境をもっとよく、少ない子供に職員がもっと多くできればいいのですが、なかなか難しいという中から現在その希望の多い1歳児の部分で取り組み始めているということです。令和2年度では6園、そういう状況があったのですが、令和3年度では倍の12園で実施するという形で改善を図っています。課題認識は同じだと思います。なるべくこういうふうに取り組んでいきたいということでもあります。

児童の安全、保育士の業務軽減をそういう形で図っていきたいということで、現在やっております。これによりまして、近年増えているアレルギー児の食事対応など、手厚くしなければならぬ、そういう保育を行えるように、少しでも前にとということで取り組んでおります。ご理解をいただきたいと思っております。

今後につきましては、児童数の減少は明らかであります。その状況、そして保育園が統合されている、そういう方向性も、全部ではありませんけれども、今回上田がそうなっているわけですが、こういった中での人員の回し方等々、これらも含めてやっていかなければならないと考えています。

保育状況の推移を常に注視しながら、現場の保育士の意見も聞きながら、私のところにはいろいろな要望がまいります、なかなか十分にできなくて申し訳ないと本当に思っているところでありますけれども、この配置基準なども含め、保育環境の改善を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

今ほど市長のほうから私立については基準を達成すると、国なり県なり、市もそうですけれども、補助金という形で支援があるというお話がありました。そのとおりでありまして、ただ、3歳児については子ども・子育て支援新制度が2012年に法改正になったわけですが、新制度への移行は2015年だったかと思うのですが、この時点で私立には15対1で補助金が出る。公立ですね、南魚沼市立のような公立の保育園には、これは交付税という形で既に国は措置していると。15対1にできるようにです。これが実態に即した満額かどうかといういろいろ議論ありますけれども、既に2015年からそういう意味では、15対1ということで交付税はずっと市に措置をされている。

それがいまだに基準がそうならないで、その措置分というのはどこかに使われているのでしようけれども。恐らく今現場では、この子供たちの減少によって15対1をクリアしているクラス、實際上クリアしているクラスというのも存在するわけですし、このことでどれだけ実態が改善するかという部分も一つございます。

ただ問題は市の基準として、この子ども・子育て支援新制度が始まってもうかなりたちますけれども、民間はそうなっているけれども、市の制度として、国は交付税措置しているにもかかわらず、基準自体が変わっていない。このことは大きな問題だろうと思っています。基準をきちんと市もした中で、人材の確保については努力をする。その中でいろいろなパターンがまた出てくるというのは、これはまた別問題ですが、基準自体を20対1のままで据え置くということとはかなり問題が違ってくると思います。

また、1歳児のほうですけれども、これは交付税措置も実はないと思います。こういう中ですが、子供たちを預けるお母さん方、保護者の皆さんは、まさか園によって保育の基準が違っているとか、まず基本的には保育園を選べますけれども、いっぱいになれば、いろいろなところに市も相談に乗って振り分けるわけです。この市内の保育園の保育基準が統一をされている、これは大前提だと思うのです。なおかつ、それをリードするのが本来であれば公立保育園だろうと。公立保育園が範を示しながら、全体の体制を充実するようにしていく。市としても子育て世代への充実、いろいろなところでこれは施策として前面に押し出しているわけですから、この辺については、まず基本的に整備するべきだろうと思いますが、もう一度お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

そのお話はもっともだと思います。と思いますが、言うのと、またなかなか基準をきちんとつくって、そこに全部そういうふうには当てはめていけるかということ、そうはなっていない。交付金の関係もまさにそのとおりですが、これは別に保育のことに限らず、交付金はやってあるので、全部そういうふうには基準でやりなさいと、そういうこともありますが、国の基準はそういう形になっています。

これをもって、そこに全部、一律のほうで、そこには補助金が出ているところで対応でき

るところに市のほうも国の基準を超えてやっていくということが、果たして基準を明確にして、全部そういうふうにやっていきますよということが言えれば一番いいです。なかなかほかのこともある中、そして交付金ははっきり言って言葉は悪いですけども、よこしてあると言われても、そこが本当にその金額にちゃんと計算ができるかどうか。本当にそれが当たってきていて、ほかのことも全て交付金のことが全部、色がついてないのです、お金は。

そしてその中で、あれば我々も取り組みますが、そういうふうにもちょっと判断しにくい。いろいろあると思います。目指すべきはそうですけれども、国の基準を満たす中でさらにそこになるべく手を加えていくという方向性でこれは納得いただき、努力をし続けることしかないと思います。それ以上はちょっとなかなか答弁しにくいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

交付税の関係ですけども、算定分ですから、これは計算式も含めて、額も含めてこうですというのは財政当局で把握しているはずですが。総額がそれによってどうこうなるというのはいろいろありますけれども、これは項目によって算定をされているはずですから、幾らというのはもちろん出るわけです。

もう一つは国の基準が6対1と言いますが、国は基準は6対1だと。だけれども、そこで配置を3歳児は20対1、これを15対1にした場合は私立は補助金を出すと。公立の場合は基準は20対1だけれども、15対1を想定して交付税措置しますということを行っているわけですから、この20対1を変えることがどうなのかということにはならないと思うのです。そこは交付税の考え方もいろいろ詰めればありますが、算入分ということではきちんと決まっていて、それをずっと市がもらい続けているということも事実です。これはここですぐやる、やらないということは別にして、今後大きな検討課題だろうと私は思っていますけれども、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

大きな検討課題として捉えているからこそやっております。それを明確化していきたい。しかしここでそうしますよと言えれば一番いいのでしょうけれども、そうなかなかできないということに苦しみを感じていますが、どうでしょう。

そして先ほども話をしたとおり、有資格者の問題、この数の問題等もあります。そこを国も含めて、交付金のことはちょっと、それと一緒にすると話がしにくくなってしょうがないのですけれども、国の基準をちゃんと満たして、それ以上のことを取り組もうとしている当市のやり方、ここで理解してもらわないと、ちょっと私はなかなか答弁しにくいです。

○議 長 2番・梅沢道男君。

〔「ちょっといいですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

職員の有資格者の数の問題とかもやはり非常にネックになっているのではないのでしょうか。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 子育て環境の整備に向けた保育体制の充実について

職員の問題は恐らく会計年度任用職員ということになると、なかなかないのでしょうけれども、正職員ということになれば募集はいくらでもあるという今は実態なのだろうと思います。

ただ、そういう中で、この法施行後、間もなく7年になるわけですので、大きな課題ということでご認識があるのであれば、その方向でぜひ、現場と検討のほう進めていただきたいということを強く申し上げて、大項目の2番目に移りたいと思います。

2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

大項目の2番目、医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないかということです。まず1番、医療のまちづくり検討委員会の提言を受けて、基本的方針の作成に当たっては、議会や市民代表による徹底した議論が必要であり、現状の進め方はあまりに拙速ではないのか。医療のまちづくり検討委員会の提言を受けて、医療対策推進本部が設置され、その下に6つのタスクフォースが置かれました。そして医療のまちづくりに関する基本的方針が決定され、その内容について6月議会の社会厚生委員会で説明がなされました。しかしこの間、議会や担当委員会への情報提供、あるいは議論等は全くないという異常な状況の中で基本的方針は決定されました。

本来であれば、市民の安全安心に直結する医療の基本的方針の作成に当たっては、議会や市民代表等による徹底した議論を基に作成され、加えて市民の理解が必要不可欠であると考えますが、この間の議論の経過やこの問題に対する市民の理解は全く進んでいません。市民にとって最重要課題の1つでもある医療問題の基本的方針が議会への情報提供や議論、さらには市民への情報提供も十分ではないまま決定されるというようなやり方はあまりに拙速に過ぎるのではないかと思います、お考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

それでは、梅沢議員の2つ目のご質問の1番のところを答えていきます。医療のまちづくりには丁寧な議論と市民の理解が必要ではないかということで、まず1番目です。医療のまちづくり検討委員会の提言を受けての基本的方針の作成について、議会や市民代表等による徹底した議論が必要だったと思うが、現状の進め方はあまりに拙速ではないかというご質問であります。

医療のまちづくり検討委員会では専門分野の学識経験を有する委員から、これは第1回目、第1弾と言っていいのだと思いますが、ここからスタートさせました。タブー視することなく、いろいろな議論をしていただきたいために、まずはこのときには当市の職員も極力入らずに、私も当然入らずに、外部の皆さんからの高い見地の中から今の魚沼の現状を見渡して、

そして今の医療制度を十分考えていただく中で、これを十分タブー視することなく議論していただきたいということでやらせていただきました。医師不足と経営改善に意見をいただくとともに、市民病院等の継続可能な在り方について客観的な立場からご意見をいただいたものであります。提言書としてそれが出された。

その後、医療対策推進本部を設置した中で6つのタスクフォースに分かれまして、実質的な部分について、職員47人による実務性のある検討を進めてきたところです。この取組は市長部局、そして病院部局の双方の職員が意見を交わす。これまでなかったことです。議員は先ほど、様々な議論がきちんと行われたかということですが、このプロセスをどういうふうにお考えでしょうか、と私は聞きたくなります。今までにない取組だったということです。そこでまとめ上げられてきた、積み上げられたものが基本的方針になり、当然私もそれを認める形で議会の皆さんに発表していった。

市民代表等による徹底した議論がこれまでなかったかのように言われていますが、市民代表の皆さんをどうやって決めるのでしょうか。議員の皆さんこそが市民代表ではありませんか。ですよね。それはありますが、しかしこの問題はそういう提案するまでのところで、いろいろ練り上げていく。その行政権における内部の問題ではなかったでしょうか。その都度で、しかし我々はなるべく公開を下に、できる限りの情報を皆さんに話をした。どういう場面でそういう議論をしていくのですか。と私は、この梅沢さんのご質問の前からいろいろな皆さんがそういうことを言われる方がいるので、少しそういうことだろうかと思いつつ話を聞いています。

少しそういう形で、あまりにこちらが拙速とかそういう言い方ばかりされますが、拙速など全く思っていないくて、順番を、そして手順を積み上げていっていると私は思っています。加えてそこに議会の皆さん、市民代表たる議会の皆さんの様々な調査を行うとか、いろいろな場面で議会の場面だけではないでしょう。そういう中で話がされていったりするのが私はお互いの、そういう意味では権益の問題だけではない、信頼感とかそういうことにつながっているのではないかと思います。非常に……それ以上は言いません。

この意見を集約する形で基本的方針をやったと。決して拙速な進め方であったとは全く私は考えておりません。その後、基本的方針を実践に移す段階として、8月に行いました医療のまちづくりプロジェクトチーム会議、ここをスタートさせています。ここには議員の皆さんという言葉ではない、市民代表的な、私としては、これまで皆さんもよく分かるまちづくりの検討を行う、例えば総合計画やまち・ひと・しごとの推進の会議の委員の皆さん、そういったようなところから、これまで何度も市の全体像について理解を深めていただいている皆さんからピックアップをさせていただいて、お願いして委員に入らせていただいています。市民代表の、ある種ご意見をそこでも伺っていく。そして議会の皆さんとのこれからのやり取りもある。そういう中でこれらを決定していく。そのプロセスに拙速とか、全く知らせていないとかという言葉は私は当てはまらないと思っていますが、どうでしょうか。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

今、市長からも議会というお話も出ました。前市長のときのいわゆる医療再編ですけども、そのときには地域医療対策調査特別委員会を議会の中に設置して、前期で11回、後期は議会任期が挟まりましたから、後期は林市長が委員長だったと思いますけれども、これも2年2か月にわたって10回——20回以上に及ぶ特別委員会を設置しながら議会の中でも議論を進めてきました。

しかし、今回はそういった意味では基本的方針ができた段階で、6月議会で社会厚生委員会にその結果が報告はされましたが、担当委員会である社会厚生委員会にもこの間の経過ですとか、内容議論、ここが全く正式に提案されていないと思っています。それから会議ですけども、医療のまちづくり検討委員会、これはコロナ禍でしたが、曲がりなりにも一部の人が傍聴が許され、また議事録も公開されました。ただ、その後の医療対策推進本部ですとか6つのタスクフォースについては傍聴もできませんでしたし、特にタスクフォースもその結果報告といえますか、活動の概要は公開されましたけれども、詳しい議事録等、内容は全く公開されないという内容の中で進められてきました。

そういう意味では、内容が本当に議会にも見えない中で、最後結果が出てきたと。基本的方針が決まれば、大きな方向性はもう決定して、今度は市長も昨日の一般質問でもちょっと答えていましたけれども、今度はそれに基づいて具体的な内容の詰めに入ることですが、そうではなくて、本当に方針についてどうなのか。ここを前回はこれだけの議論を議会も含めてやったわけですから、きちんとやっていく。これがわずかにこの短期間で決まるのが拙速でないとは私にはとても思えませんが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

ここで言うと大変失礼に聞こえるかもしれませんが、梅沢議員もその頃、職員でおられて、その後病院の事務部長も経験されていますね。そういうことで、私は少し今の発言はちょっと残念に思います。議会の中に特別委員会が、いろいろ議論をやったと。その特別委員会を設置して、地域医療の、私も2代目の委員長に就任しました。もちろんよく分かっています。

しかしこれは議会の中に設置したのです。そして議論という言葉が合うのですか。議会が設置した特別委員会であって、そこに執行部が呼ばれて、そこで説明を受けたということではないですか。そこをあまり同一視してやると、聞いている側は我々が密室で全部行ってきて、何かそこで全部やって、議会は蚊帳の外だ。そういうことではないのではないですか。そこが、例えばこれを聞いている市民は間違っただけで捉えミス、やはり。我々はかなりの部分を公開して、しかしながら、例えばどの人がその発言したか、こういうことは方針を決定していく提案側のことですから、これは行政権ではないですか。その中でやっていることを誰がどうしゃべったかということまでやられれば、議論がなかなかできない。これは何回もここで説明しています。そういうことです。

何か聞いていると、密室で我々がこちゃこちゃやって、勝手にやっているみたいに聞こえ

てしませんか。そして、一番問題は、特別委員会を医療再編の頃にやったというのは、これは議会の皆さんが特別委員会を設置して、私も参加しましたが、そういう中で決めてきたことと、今回この話を一緒にされると、少し角度が違ってしますので、私としてはそういうふうに思います。そして拙速でも何でもないと私は思っています。まだ議論、これからしてもらっても全然構いません。と思っていますが、どうでしょう。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

そういう意味では議会に本当に社会厚生委員会でもこの基本の方針が決まるまでの間を含めて、本当にどういう考えなのか、実態がどう動いているのか。それが市民や今の医療体制を守っていくためにどうなのか。そういった議論がきちんと今も市長も議員が市民代表ではないですかという話はしましたけれども、そういう意味では市民代表も含めて議論をされる。そういった場がある意味なかったというのは、これは事実ですから、これは大変な問題だろうと思っています。

次、では小項目2番に移りたいと思います。

ゆきぐに大和病院を将来的に廃止しなければならない具体的な根拠は何かということです。基本の方針では、ゆきぐに大和病院は移転改築して、将来的に介護医療院へ転換するとの方針が掲げられています。大和地域には萌気園浦佐診療所以外に診療所がなく、大和地域のかかりつけ医は萌気園浦佐診療所とゆきぐに大和病院が担っています。このような状況の中でゆきぐに大和病院を将来的に廃止するという具体的な根拠は何なのか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

すみません、先ほどこちょっと触れないと困る、言いつ放しで終わられているので。基本の方針というのは行政の方針を示したということです。もう当然ではないですか。ほかのことも全部そうです。何でここだけがそういうことを言われるのですか。これは答え、返答は要りません。私のほうの話です。しかし、ちょっとひどいと私は思います。

2番目のほうにお答えしますが、これは梅沢議員に申し訳ないが、将来的に廃止しなければいけない理由。誰が廃止すると言いましたか。

質問という形でいいですか。廃止などと誰も言っていないです。

○議 長 市長からの質問ということで、2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

基本の方針では、将来的に介護病院、議論の中では介護医療院という議論をしていますけれども、介護医療院というのは、それは介護保険法の話ですから、病院ではなくなるわけですから、病院としては廃止して、介護医療院になるというのが方針ではないですか。そういう観点から聞いています。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

介護医療院にするとおっしゃっていますか。これも質問でしょうかね。そういうやり取りは駄目ですね。にも転換できるという言い方をしているのではないのでしょうかね。病床。

基本の方針の中でゆきぐに大和病院の改築では今後の医療需要の減少、そして介護需要の増加を踏まえて、将来介護病床に転換できるように、ゆったりとしたスペースを確保できるようにと記しています。これは廃止しなければならないということではなくて、人口動態などに基づく今後の医療需要を考えると、慢性期病床の割合が高まり、その後は慢性期病床を医療的管理も行える介護病床に転換することも考えられることから、その点を見越した計画にする必要がある。そういう方針を立てた。

これも議論されていないのではなくて、タスクフォースを含めた多くの医療従事者も含めた中で議論して、そして各病院長さん方も入っている医療対策推進本部で基本の方針として取りまとめたものです。と答弁をさせていただきます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

この今回の議論は医療のまちづくり検討委員会の提言を受けて、それに基づいてタスクフォース等で議論が進んだということですと説明を受けています。医療のまちづくり検討委員会の提言書ですけれども、見てみますと、例えば10数億円かかるゆきぐに大和病院の増床、新築は現実的でないものと思われる。統合、大規模な増改築、新たな病棟整備など、いずれにも多額の費用がかかるため、今ある医療資源をフル活用した南魚沼市らしい地域包括ケアを目指すことが現実的である。大和地域にはゆきぐに大和病院と萌気園浦佐診療所しかないことなどから、同診療所と連携しながら在宅を支援することとし、当面、現在ある地域包括ケア入院医療管理料のベッドの割合を段階的に増やしてはどうか。介護医療院も政策的に必要な施設ではあるが、市民の介護保険料や自己負担を考えたとき、今サービス付き高齢者住宅や小規模多機能型居宅介護などの選択肢も合わせて検討すべきであると。これは提言書に書いてあります。

この内容でいいますと、介護病床と言いますけれども、医療型の介護病床はもう国は廃止の方向ですとくじを切っているわけですから、今後やるとなれば、ここで提言書にも書いてある介護医療院ということだと思えます。介護医療院ということであれば、やはりこれは病院ではないですよ。

それと、もうゆきぐに大和病院のタスクフォースも第1回目から移転新築について議論していますけれども、提言書ではここに書いてあるように、財政的にも状況的にも現実的ではないという提言が出ているわけです。こういう中でどうしてそういう議論になるのか。今市長が言った病院をなくすということでないという議論にどうしてなるのか。この辺が全く見えないまま基本の方針がぼんと出ている。そういう意味で私はみんなが理解していないし、皆さんが分かっていない、公開になっていないという話をしています。これについてお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

医療のまちづくり検討委員会の提言の話がされていますが、提言は提言。そして我々はその後にまた会議を重ね、実際の現場も含めて話をしている。その中では皆さん共通の認識をもう既に持っていると思いますが、この介護病床に転換するとかという細やかな問題は、議員は造詣が深くいらっしゃると思いますが、私どものほうでどういう考え方をかってこれを今言っているかということについては、外山副市長のほうに答えてもらいますので、お聞きをいただきたいと思います。時間を見ないでください。

○議長 外山副市長。

○外山副市長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

ゆきぐに大和病院につきましては、現地かあるいは新築移転かはまだ決まっておられませんけれども、それは病院のままで移転するわけです。ただ、遠い将来を見たとき、人員根拠と言われてはいますが、これはもういろいろな文献出ていまして、議員の勉強会でもやりましたけれども、日本医師会の地域医療情報システムデータを見せて 2025 年問題、2040 年問題ということで、どのように医療需要がこれから減っていくか。南魚沼市ですね。どのように介護需要が増えているかというお話をいたしました。それから魚沼地域の地域医療構想の調整会議ですね、そこにも慢性期の病床が足りないということが言われて、2025 年を含めまして課題になっているわけです。

それで今、議員おっしゃった介護保険制度の話ですけれども、確かに療養型病床群というのが平成 5 年度からできまして、その後医療療養病床、介護療養病床という変遷が来ました。経過措置はありますけれども、2018 年度から確かに——2017 年度で一応療養病床を廃止する方向に行って、2018 年度から 1 つの形態として介護医療院という制度ができましたが、今後介護医療院にするとは決めていないわけです。この医療需要、介護需要の変化を見て。そのときに今の南魚沼市で、3 か月たったらたらい回しになっているような状況とか、いろいろ問題があるわけです。

したがって、今回の医療の再編では、魚沼基幹病院が高度急性期をやるなら、市民病院が急性期とそれから回復期をやる。それから大和病院については慢性期的なこと、あるいは在宅的なことをやるという形で議論がされたので、今の介護医療院につきましては、決めたわけではありませんけれども、日常的な医学的管理、難病や肺炎の医学的管理をやるのです。それから看取りとか、ターミナルケアもやると位置づけられています。

そういうふうな疾病構図が大きく変化する中でやるわけでございますし、外来機能もこれを否定しているわけではありません。萌気会しかないと言っていますけれども、今うらさ耳鼻科クリニックというのですか、できましたけれども、大和病院の将来の外来の機能をなくすなどと誰も言っていないわけです。したがって、ご心配は分かりますけれども、ぜひ、冷静な議論をお願いしたいと思っております。

○議長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

そうすると将来的な部分まできちんと議論してあるということでしょうか。その辺が全く伝わっていないです。提言の内容も、例えばちょっと建設は無理だろうという提言になっていきますけれども、それをどういう議論の中で移転新築の方向にかじが切られたのか、これも明らかにされていません。この間の社会厚生委員会で恐らく、私は聞いていましたけれども、説明はありませんでした。そういうことになると、例えば 140 億円と言われた、ごみ処理場が頓挫をして、今度は一市一町でやる。そういう意味では南魚沼市の負担はまた増えるわけですが、それらも含めて、これも 30 億円、40 億円と言われる事業になるわけですが、財政計画というのとはできているのですか。そこについてお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

お話の向きは分かりますが、前段、ちょっと言い返したくなる部分もありますが、それはちょっと置いておいて、財政的にどうであるか。先ほど、医療のこと——私が議員の時代、例えば特別委員会をやって、私が委員長をやっていましたが、そのとき市長部局の例えば財政課まで出てきて話をした経緯などなかったです。それがよかったか悪かったかということを行っているのではなくて、今現在我々がやっているのは、先ほど言った医療現場の皆さんも入ってもらう、市民の代表、議員の皆さんではないですが……（「財政計画ができていないか」と叫ぶ者あり）そうですよね。答えますよ。ちゃんと答えますから。

そういうやつやっていますよね。その中に、メンバーの中には財政課とかもずっと出て話もしているのです。どういうふうにやっていくべきか。答えがまだ出ていないかもしれません。しかしそれをきちんと立てて、最終的にはご判断いただく、そういう提案をこちらからしていきます。まだそういう段階ですから。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

6 月議会で、調査費が、これ 1 票差でしたけれども、可決になって、建設費含めて、恐らく調査が入っていると思うのです。そういう中で財政計画もまだできていないという話をうかがいました。これはちょっとイレギュラーではないかと私は思います。

もう一点、例えば介護医療院といいますか、将来的に介護需要が増える、それは 2025 年問題も含めて全国的にはそうですし、そういった状況というのは出てきます。ただ、南魚沼市もここで第 8 期介護保険事業計画をつくったと思うのですけれども、この介護保険事業計画に大きく関わってくる内容だと思うのですけれども、その辺で介護保険事業計画とのすり合わせというのは終わっているのでしょうか。これについてもその 1 点だけで結構ですが、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

大変言葉は失礼ですが、何かごちゃ混ぜになっていませんか。介護医療院とかをつくるなんていう話をしているわけでもない。何で介護保険事業計画のやつが急にここで持ち出され

なければならぬのでしょうか。そのことも含めて、もう少し大きなところで我々は医療の再編や新しい構築を見ようと思って頑張っているのではないのでしょうか……と思います。私は質問の趣旨がよく分かりません。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

基本の方針には将来的に介護病床にできるように、例えば構造も含めてそうやってつくっていくというようなことが書いてありますよね。整合性、まだ関連性を取っていないということであればそれでいいです。

例えば、そうすると、今動き出して、調査費もついていますけれども、当然総合計画等にもまだ載っていないということで確認したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

この件につきましては、外山副市長に答えさせます。

○議長 長 外山副市長。

○外山副市長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

医療のまちづくり検討委員会のときにいろいろな議論がありました。結局、介護医療院をつくれれば、介護保険料が増えて、市民サービスとして本当にどうなのかという議論までありました。しかし、その提言を受けて、市として検討する際に、やはりあの地域には議員のご質問にありますように、やはり大和病院というのは必要なのです。ただ、見るフェイスが違って来るけれども、先ほど言った市立病院群の全体の中で、そういうふうな機能を持つ病院として必要なのだということでこの計画をやっているわけです。

ですから、それは必要でないと言え、もう話は全然違ってきますけれども、我がほうの行政方針としては、必要だと。ただその際に、さらに先の世界になったとき、やはり医学的管理もターミナルケアもやるけれども、制度としてそういうふうなことも念頭に置く必要があるという話であって、まだ直ちに介護医療院を造るという議論までまだ行っていないわけです。ただ、この病院とかそういうものを造るのは、四、五十年先まで見なければいけない。そういった観点から、血税を使うわけですから、念頭に置いて議論するというのは当たり前ではないでしょうか。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

四、五十年と言いますけれども、四、五十年たてば、建物の償却がたってしまうわけですが、今基本の方針で、そして造る、そのときに建物の構造までも——そうやってやるということになればお金もかかるわけです。一定程度具体的な計画もなしに、なるかもしれないから部屋も広くして、余裕もつくって、何にでもできるような建物を造る。これはあまりにもアバウト過ぎますし、それが本当に必要なのであれば、そういった理解ができる説明を委員会にもすべきだと思います。あの委員会の説明を聞いていて、今副市長が言ったよう

な、なるほどそういうのが必要なのだなという理解には残念ながらなっていないと思います。そこはやはり丁寧な説明をしていかないと。そういう部分も含めて拙速という言い方をさせていただきます。

続きまして小項目の3番に移りたいと思います。指定管理者制度の導入等、結論ありきの議論となっているのではないかとということです。医療のまちづくり検討委員会からの議論経過を見ていると、指定管理者制度の導入等も含め、あまりに結論ありきの議論になっているように感じます。今ほどの説明等もこれまででなかったわけですから、そういう意味では本当に説明不足だと思っています。医療再編問題は市民の最も基本的なライフラインであり、市民の安全安心の基本をなす政策です。このような重要な政策決定には市民の理解がこれはもう必要不可欠であり、もっと開かれた議論が必要と思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

梅沢議員の3つ目のご質問に答えます。指定管理者制度の導入、結論ありきの議論となっているのではないかと、というお尋ねですが、これまでの医療のまちづくり検討委員会やそれに続く医療対策推進本部の下に設けました、これは非常に大きな肝ではありますが、6つのタスクフォース。この中で検討していただきましたことは、どのような運営体制にするかということが頭に来ているのではなくて、あくまでも医師の確保、そのための方策、そして経営改革への取組、これを中心に議論を進めてまいりました。指定管理者制度の導入をありきで最初からやっていることではございません。それらの議論をずっと進める中で課題解決のための具体的方策が絞られてきているのが現状であります。

今回のプロジェクトチーム、ここの第1回のやつはもう既に公開もさせていただいていますが、ご覧いただいていると思います。多くの皆さんがこの運営形態の在り方ということにこだわるのではなくて、まさに私どもが今非常に深刻に思って、特に市民の負託を受けている市長として、開設者として、この中で一番言いたい——医師の確保なくては、この地域の医療を守れない。そして経営の改善、それに続くものがなければならない。この点を皆さんが口にしている。きちんとしたサービスを持続可能でやってもらいたいということが、ほとんどの皆さんがそのことを口にしています。

その選択肢の1つが経営体制を見直して、これは指定管理者制度に移行するという事も含めて、いろいろな議論をぜひ、やってもらいたいという声になってきています。医療を受ける市民の皆さんが今まで以上に安心して医療を受けることができ、安全な社会生活を送ることができること。この1点を一番に考えて、病院開設者として判断をしていくことに今後はなろうかと思っています。まだ決めているわけではございませんが、非常にものを考えていけば、つまるところはこの議論をなしになかなか現状を打破することはできないのではないかと。その共通認識に今大分進んできていると私は感じております。

以上。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

この間の議論といいますか、医療のまちづくり検討委員会の議論、これは辛うじてこの医療のまちづくり検討委員会だけ議事録を出していただいていますので、私もこれを見ることができます。ただ、あとの中はどのような議論になっているのか。結果概要ですから、ちょっとそこは計り知れませんが。その医療のまちづくり検討委員会の中でも、ある委員からこの問題について、指定管理ですけれども、現場の先生が指定管理に対して非常に敏感に反応していると。はっきり言うと非常に反発をお持ちのような印象を受けた。当面は相当慎重な表現にしなければならないと思う。そういった努力を病院事業がして、なおかつ病院の存続が困難な状況が予想されるような場合には考えるというような表現にしたらどうだ。こういう議論がありました。

それに対して出てきたのが、公立病院改革ガイドラインには全部適用によって所期の効果が達成されない場合は直ちに組み込むと書いてあると。書いてあるではないですかという、短絡的な議論でしたけれども。提言書にも同じように、ガイドラインでは地方公営企業の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人化など、さらなる経営の見直しに直ちに組み込むこととされると書いてあります。国のガイドラインに確かに書いてあるのです。書いてあるけれども、例えば国のガイドラインに沿ってやってみなうまくいっているのか。例えば大和病院が日本に冠たる地域医療を実現したわけですが、これは別に国のどこにも書いてあったわけではなくて、本当にその当時の先生方含めて、スタッフがそれを自らつくりあげてきた。その遺産が今ずっと続いているわけです。

全国で例えば公立病院は 860 近く、ある調査では 857 というのもありますけれども、この中の 6 割強がそういう意味では国の調査ですと赤字で苦しんでいるわけです。ただ、その中で本当に地域医療を守ろうということで、それぞれが様々な努力やアイデアを出しながら、医療現場でも頑張りながらやってきているわけです。そういう意味では本当にここの病院もそうだと思います。先生方の頑張りもスタッフも、そして大和病院が築いたそういった地域医療、営々と今頑張っているわけです。

何でその経営形態というところにみんなの関心がいたり、例えばここの委員が言うように、その先生方の聞き取りでは、非常に反感があると。ある意味反発をお持ちのような様子だという話をしていましたけれども、これはやはり地域の中で民間病院ができない、立地が困難な例えば僻地医療、それから救急、小児、周産期、災害、精神、こういったいわゆる不採算部門、これを全国で支えているのは、実態としてはやはり公立病院なのです。地域医療を支えるというのはそういうことなのです。それが担保できるのかどうか。そういう部分も含めた不安がみんなにある。

国の改革プランに書いてあるからどうこうということではなくて、それぞれの立場の人や、それぞれの置かれている、その実態、市民もあるわけですから。そういう方たちの意見をきちんと反映した議論が行われていないと、なかなかそういう意味では結果ありきではないか

というような、私もいろいろなところから聞きますけれども、風潮が広がってしまうのではないかと、このことを言っていますが、お考えがありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

3点くらいあるのです。まず大和病院の地域医療、全国に冠たるものがあつた。それは本当に重々分かっていますが、何度もこの議場でも話をしていますが、それを全然否定しない、それはすばらしい歴史です。しかしその後、医療の、医師のいろいろな様々な制度ががらりと変わっているという中、今医師を確保できないという問題がある。皆さんそのところから——私の市長としての今回の医療のいろいろな歩みをつくり出し始めた一番は、医師確保の問題がこれほど困難かということから始まっているのです。そこを後ろに戻るといふか、前のことを切り出してばかりいて、現状は変わりません。そういうことを私も思いますし、現場もよく分かっていると思います。

委員の中の発言で何かびりびり感が出ているとか、指定管理とかがどうのこうのありました。大変申し訳ありませんが、都合のいいところを切り出しておられませんか。今回のプロジェクトのところ、議事録ではないとすごくそういうところばかり強調されますけれども、私はほとんど会議に出ています、ほとんど全員の言葉がちゃんとあれにのっかっているのです。その中にその言葉はないです。前の段階の議論のところを切り取って話をされていませんか。確かにそういう時期はあつたのです。しかしながら、議論を重ねていく中で、そういうことではなくなってきたという空気も、空気といふか議論のプロセスを、なぜそこを言わないのでしょうか。よく分かっているはずなのに、

3点目、地域を支える公立病院。公立病院をやめるなどと、誰も言っていないです。昨日のどなたかの答弁にやりましたが、市民病院をなくすなどと言っていない。救急を、例えば魚沼基幹病院だけでなんて、補完もできない。私はそう思います。そういうことも含めて、市民病院を残していかなければならない。地域医療を本当に守らんがためにやっていることです。そういうことをご理解いただけませんか。特に梅沢さんはそういうところに携わつた経験もあるわけだから、そのときにそういうことを感じていませんでしたか。私はそこがちょっと残念。ほかの人に言われているのとちょっと受け止め方が違うのです、私は。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

今、市長はその後の議論、そこをよく酌み取つてという話をされましたが、先ほどから繰り返しているように、傍聴が認められて、議事録を見ることができるようが最初しかないのです。そのあと、医療対策推進本部もこの間のプロジェクトチームも傍聴ができない。概要しか示されていない。これはやはりそういう秘密会ではないかもしれませんが、そういった持ち方が、私たちにそういった理解——市長は言うけれども、市長はそこにて分かりますけれども、私たちはそこを聞くことができないのですから。そういった進め方がどうなのかといふのを、本当に私は思っています。

最後、1つですけれども、愛知県の滑川市市民病院、そこはうちと同じような規模の自治体ですけれども、また同じように自治省のキャリア官僚の方が副市長になって病院改革に実は取り組みました。ここの病院も本当に赤字が大変で、市民病院でなくて、死人病院だなどと言われたそうですけれども、建物も50年をもう超えて、建て替えをするか、廃止にするかというところだったそうです。ここでその副市長は、キャリア上がりの副市長ですが、100人会議というのを立ち上げたそうです。

ここで民間委員からの意見の聞き方。どういう人を選べばいいのですかと、先ほどちょっと市長もありましたけれども、この中では、まず行政の意向での選出というのは論外だと切り捨てています。そして公募、これもわざわざ手を挙げて参加する市民は思い入れが強かったりするので、普通の意見がなかなか聞けないということで、ここは無作為抽出でやったそうです。100人会議も会場は公開して、メディアの記者も駆けつけたそうです。人が見ていた、傍聴があるから意見が言えないなどというようなことはなかったようです。

この中で、多くの人が病院は市のお荷物だということで、建設には反対という意見が多かったようですが、ただ、開催を続ける中で、本当にドクターやスタッフの頑張り、その人たちの内容を知るにつけて、市民の意識が変わって行って、これは最終的には病院の建設が決定して、何と建てて開院と同時に市民ボランティアが100人を超えたそうです。

こういうふうに、本当に市民が理解して、市民の意見を聞いて、市民にも情報を公開して、そのことによってこういったすばらしい結果が出ている。もちろん赤字も黒字に転じて、今は留保資金もどんどんたまっているそうですけれども、こういったところも身近にあるわけです。同じようなキャリア官僚上がりの副市長がうちにもおられるわけですから、ぜひ、市民を巻き込んだ、こういったすばらしい改革、こういったものにもチャレンジしていただけないのか。最後市長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

これは答弁しなければ駄目ですよ。

○議 長 してください。

○市 長 2 医療のまちづくりには、丁寧な議論と市民の理解が必要ではないか

ご意見は拝聴いたしました。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を10時40分といたします。

〔午前10時28分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時42分〕

○議 長 一般質問を続行いたします。傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 勝又貞夫君より資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおり

りいたします。

○議長 長 質問順位 16 番、議席番号 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、皆様おはようございます。議長より発言を許されましたので、通告に基づき、私の一般質問を行います。

今回 7 番議員として行う一般質問としては最後のものとなります。2 期目の任期を終えるにあたってやはり思い出すのは、1 期目の最初の一般質問のときのことであります。12 月の一般質問の 2 日目、その夕方、私の一般質問は翌日に回る予定だったのですが、5 時頃になって私の関係の傍聴者がぞろぞろと傍聴席に入ってきて、議長の判断により、一般質問を続行するか、明日に回すかという採決がありました。そのときのことは目に浮かぶように覚えています。続行という案に賛成した議員が大多数でありました。自分の後ろの人たちがどうであったかは分かりませんでした。では、明日に回すことに賛成の議員はということで、起立したのは私 1 人でした。そのときに後ろを振り返ったら、誰も立っていないと。議員というものは、議場で大変孤独な思いをするものだとそのときに改めてそのように思いました。まさに昨日のこのように覚えています。

私にとってこの質問が最後の質問になる可能性がありますので、思い残すことのないように、自分が今まで気になっていたテーマを 2 つ選んで質問としてあげることになりました。私の後には同じ会派の先輩議員の質問が控えています。私はその前座として露払いの役を務めさせていただくこととします。

1 原発再稼働とその危険性について

原発の危険性についての質問であります。原発の再稼働とその危険性についてというテーマで、その総集編としての質問になります。

今年 8 月 9 日、長崎市の平和祈念式典において、長崎の市長が福島第一原発の事故について言及したということがテレビで報道されました。翌日の新聞にも 11 年連続で長崎市長が福島の第一原発の事故について言及したと、そのようにありました。長崎に落ちたのは原子爆弾であります。福島で起きた事故は原子力発電所であります。全く違うものと思っている人たちがいるのではないかと、私はそんなふうに思いましたので、多少コメントいたします。

原爆は空中爆発をさせた原子核反応であります。そのときに光や熱、膨大な熱エネルギーが出る。爆破力も大変なものであると。原子爆弾を開発する過程で、アメリカの物理学者たちが、その熱エネルギーを発電に利用できないかということで造ったのが原子力発電所あります。原子炉の中で原子核反応を起こせば、放射線は出ないし、熱はそのまま利用できるというごく簡単に言えばそういうことです。空中で爆発させるか、原子炉という堅牢な容器の中で爆発させるか、その違いであります。大きな事故が起きるとなかなか思うようにコントロールできなくなるということも、既に皆さんよくご存じのことと思います。

我が新潟県には日本を代表する 4 本の構造線のうち 3 本が通っていて、そのことが原因で地震が多いことでも有名であります。地球物理学におけるそのプレートの継ぎ目、境の部分が構造線と言われますが、大型断層のことでもあります。さらによくはないことは、世界最大級

の柏崎刈羽原発は構造線付近に建てられているということでもあります。構造線とは大型断層のことで、大きな不安要因でもあります。さらに柏崎刈羽原発敷地内には、23本の断層があることも既に確認されています。こんなところに世界最大級の原発を造ったこと自体が全く不思議なことなのであります。

質問です。柏崎刈羽原発は再稼働に向けて準備が進められてきました。その過程で1兆円以上の費用がかけられたと聞いています。昨年から今年にかけて核物質の防護体制の不備や安全対策上の工事の不備、そしてその虚偽報告などについて繰り返し報道されてきました。柏崎市や刈羽村とその周辺の自治体でも、再稼働については疑問視する声も増えているようであり、もしもこの柏崎刈羽原発で大きな事故が起きた場合、南魚沼市の農業や観光業ほか、様々な方面に多大な悪影響が及ぶものと考えられますが、この点について市長はどのように認識しているのでしょうか。

この類いの質問については、既にしたことがございます。市長もはっきり記憶していると思いますが、状況はかなり変わってきました。皆さんの手元に配付したこの資料、これは新聞に出された記事のほんの一部であります。市長の言うとおりの都合のいいところだけを切り取っていませんか、と言われれば、まさにそのとおりなのでありますが、こういう類いの記事が繰り返し新聞記事として載せられたと、テレビでも繰り返し言われていたということでもあります。私の質問の参考としていただきたいと思っております。

では壇上における私の一般質問はここで終了としますが、引き続き質問席で質問させていただきます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、勝又議員のご質問に答えてまいります。

1 原発再稼働とその危険性について

まず、1点目の原発再稼働とその危険性についてです。その前に、ぜひ志があれば、また一般質問の場に返り咲いていただきたいと思っておりますが、期待申し上げます。

原発ですね。柏崎刈羽原子力発電所では、この新聞、ほんの一部だということですが、これは本当に私もいろいろ拝見しています。昨年中央制御室の不正入室事案、それから7号機の安全対策工事未完了事案、核防護設備の損傷事案、さらにIDカード不正使用事案と、これは度重なって複数の問題が発生しております。市民の安全安心の観点からも大変憂慮しているところであります。また原子力発電所における事故対応といった面からも新潟県をはじめとする県内各自治体の連携が非常に不可欠と思っております。

再稼働にあたっては、県と市町村が足並みをそろえた協力体制が必要であると強くまた認識しているところであります。このことはこれまでも申し上げ続けていると思っております。東京電力さんからはしかるべき代表の方が、私ども南魚沼市も訪ねて来られて、この間のでんまつというか、おわびという言葉も使っておられましたが、これ以降また信頼回復と、そして再度の事故等がないように、頑張ってくださいという言葉は市長宛てに伝えてくださっております。

す。

県のほうですが、花角知事は広域自治体として、県が立地自治体以外の意向を取りまとめて、意思表示を行うとしています。そこで県内全ての市町村——30市町村ありますが、で構成しております市町村による原子力安全対策に関する研究会におきまして、私を含めた構成市町村長から花角知事に対しまして、立地自治体以外の意向を取りまとめる具体的な方法ができるだけ早期に示すことを要望させていただいているということでもあります。

議員お尋ねの核心の部分ですが、柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が施設外に拡散した場合の南魚沼市における影響については、事故の内容、それから規模、事故発生時の天候とか風向き、風の強さ、挙げれば枚挙にいとまはありませんが、あらゆる要素により変わるものと考えられます。南魚沼市は柏崎刈羽原子力発電所から30キロメートル圏であるUPZ圏のさらに遠い位置にはありますが、先ほど申し上げた様々な条件により、放射性物質が拡散すれば、社会生活や経済活動、生態系への影響が生じることも考えられ、これは福島を経験でもこちらにも影響が少なからずあったわけでありまして。当然、農業や観光面にも大きな影響を及ぼす可能性があると考えております。ご質問の趣旨にはこういった形の答弁になりますので、よろしく申し上げます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 原発再稼働とその危険性について

市長より丁寧な答弁をいただきました。以前の答弁とそれほど違った内容ではないと、そんなふうにしたのであります。

実は8月上旬頃、柏崎刈羽原発の資料館を訪問してみました。防潮堤の関係についての話、あるいは再稼働に向けて1兆円以上の金を費やしたといひましようか、それだけの費用がかかったということの確認とか、あるいは免震重要棟ですね、耐震基準を満たしていないと言われた免震重要棟について、あれはどうなったかとか。もう一つ聞いたのは、3月半ば頃まで繰り返し毎日、報道されていた——報道とは言いませんが、テレビでコマーシャルが打たれていたわけでありまして。福島第一原発の事故を教訓として、私たち東京電力の柏崎刈羽原発はと、あたかも安全安心な管理体制が築かれていると、万全な体制であるかのような、そういうコマーシャルが繰り返し、流されていたわけでありまして。

しかしながら、3月半ばをもってそのコマーシャルが流されなくなったと。これはどうしたわけでしょうかと、質問としては聞きづらい質問をしてみました。はっきり言うと、東京電力も自信がなくなったのでしょうかね。あんなコマーシャルを打つよりもっと先にやるべきことが山ほどもあるだろうというような、そういう考え方であったようであります。

再稼働に向けての費用については、まさかと思ったのですけれども、私の聞き違いではありませんでした。1兆円を優に超えたというお話を聞きました。それから防潮堤についてですけれども、最も高い津波の想定はどれくらいですかとお尋ねしました。既に私は知っていたのですけれども、6.8メートルだというお話でありました。これで大丈夫なのかと聞いてみたら、基本6.8メートルだというようなお話でありました。

福島第一原発においては、最大の高さ 6.1 メートルの想定津波に対して、21 メートルの津波が押し寄せてきたという記録があります。1993 年に北海道南西部、渡島半島というのですか、あの函館のある渡島半島の西に奥尻島という島があります。あそこで起きた地震のとき、押し寄せた津波の高さは 29 メートルと記録されています。場所によっては 31 メートルという記録もあるそうでもあります。

その話もして、いくら何でも我が柏崎刈羽原発の津波の高さは 6.8 メートルというのは低く見積もり過ぎではないでしょうかというようなお話をしてまいりました。どうあれ、6.8 メートルの想定ですと。それに対して 15 メートルの防潮堤を築いていると。だから安心安全なのですというような、そういう類いのお話です。それ以上の津波が来れば、想定外ですから。ですから、想定外ですからと、こういう説明になるわけであります。想定外という言葉は大変都合のいい言葉だと、私はそのように思った次第であります。

最近のニュースやら新聞報道の中で、柏崎刈羽原発は本当はこの夏には再稼働が始まっている予定だったのですけれども、あまりにも不祥事が多くて、結局再稼働を白紙に戻さざるを得なかったと。それが 3 月半ば頃だったと思います。それでコマーシャルを打たなくなると。その前に 1 月、2 月に多くの不祥事があつた中で、新聞を見る限り、2 月末まで東京電力は再稼働するつもりでいたようであります。この一連の流れについて、市長は何か思うところがあったら、答弁願います。思うところがなければ、それはそれで結構ですが、よろしく願います。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発再稼働とその危険性について

そこまでは私の見解というか、東京電力さんがコマーシャルをやめた——どこをしゃべったらいいか、ちょっと分からなくなるのです。コマーシャルをやめたこととかについては、今議員がお話のとおりなのかという印象を持ちましたけれども、私は分かりませんので、私はそういう印象を持ちました。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 原発再稼働とその危険性について

大変答えづらい質問であつたようです。私の原発に対する思いを語り始めると、まだまだ延々と続くのですが、時間に制限もありますので、原発については以上とします。

2 図書館について

大項目の 2 問目であります。図書館の改善について。これについても、実は今年 3 月、去年 3 月、9 月と半年ごとに私は図書館の改善について質問を繰り返してまいりました。なぜまたここでこの質問をするのかと言われてすれば、議員生活の総集編として、思い残すことのないように、そんな思いでこのテーマを選んでみました。これについては、黙っていても問題の解決にはならないわけでありまして、繰り返し、繰り返し、一般質問で提案を含めて申し上げさせていただきました。少しでもこの図書館がいい図書館になるようにという思いで、祈るような気持ちで質問を繰り返してきたつもりであります。今回もまたその気持ちに

全く変わりはありません。

質問に入ります。大型図書館として開館した当初、日本一の図書館にしたいとの考え方がありましたが、開館から7年が経過した今でも日本一を目指す姿勢に変わりはないかどうか、お尋ねします。

その次です。(2)として、図書館の改善が進まないとすれば、その原因は何か。これは図書館の改善が進まないとすればという、仮定つきであります。その原因は何か。

(3)として、図書館の運営を指定管理に移行する考え方はないか。よその図書館で、指定管理で運営されている図書館もかなりあると。そういうところを訪問して、そのメリット等々聞いてみれば、誰が考えても分かることですが、いろいろあるわけです。我が市の図書館は直営です。これを指定管理に移行する考えはないかということで、大項目の2問目については3つの項目の質問となります。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館について

それでは、勝又議員の2つ目のご質問にお答えしてまいります。図書館のことです。図書館というと、非常に市長が答えるべきか、直接の担当している教育部のほうで答えるべきかということがありますが、今回のやつは、できれば教育長のほうに答弁を最初からさせてもらいまして、その後市長としての見解としてどうだということになったら、ちょっともう一度質問していただけると私としてはありがたい。なので、教育長に答弁してもらうことにします。

ただ、1点目のこの日本一の図書館にしたいという考え方があったかということで、随分いろいろ調べてみたりもしているのですけれども、当時の教育長がいずれかのときの発言なのかと思います。そういう意気込みを語ったと思うのです。日本一の図書館にしたいという。その根拠になるところを自分で探したのですけれども、私がちょっと調べあぐねたというか、あります。ただ気持ちはよく分かる。当時の発言をです。なので、そういうことで目指していきたいと言っているのだと思います。何をもって日本一というかという、大体基準がありませんので。そういうことなので、またその向きでいろいろご質問やら話を深めていただければありがたいと、これはありがたいと考えております。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 図書館について

それでは、私からお答えいたします。1番目の大型図書館として開館した当初、日本一の図書館にしたいとの考え方があった。あれから7年が経過したが、今でも日本一を目指すという姿勢に変わりはないか、についてお答えいたします。

平成26年6月に市図書館が開館して以来、多くの皆様からご利用いただいております。平成30年には来館者数が100万人を超え、これまでに188万人、これは8月末の数字でございます。およそ188万人からご利用いただきました。今はコロナ禍でありますので、よくご利用いた

だいていらっしゃる勝又議員をはじめ、市民の皆様にはマスクの着用や長時間のご利用の制限、児童コーナーの絵本の部屋などの中止、多々ご不便をおかけしており、心苦しい限りでございます。しばらくの間、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

一方で感染症対策をしっかりと取りながら、今年度も総合支援学校によるMSGカフェの出店、これは販売のみでございました。市内企業を紹介する展示会、メイドイン南魚沼など、関係機関や地域の方々との連携事業を行うことができております。また多くはございませんが、展示コーナーの利用も進んでおります。地域の皆様のご協力に感謝したいと思います。

図書館では開館以来、4つの機能の充実を目指し、図書館運営を行ってまいりました。ここを最初に押さえておきたいと思います。1つ目は、市民が生涯学び続ける拠点となること。2つ目は図書を通じた子供たちの育成。3つ目は知識・情報の提供の場としての機能。4つ目はときには心を休めるため、憩う場所としての機能です。

現在も会館当初に掲げたこの基本構想に沿って図書館運営が行われております。よりよい図書館にしたいという思いに終わりはございません。目指すべきは、市民のために、市民とともに作る図書館であると考えております。これからも市民の皆様をはじめ、学校や関係団体との連携により、図書館機能の充実に取り組んでまいります。

2つ目の改善が進まないとなれば、その原因は何かについてであります。私どもは1つ1つ改善を進めていると考えております。勝又議員から今年3月の定例議会でご指摘いただきました行政資料につきましては、分類番号ごとに配置していたものを1か所にまとめ、資料も今年度分を中心に充実させ、行政資料コーナーを設置いたしました。また、6月には環境月間のパネル展や、土砂災害防止月間のパネル展、8月には市内で出土した遺跡の展示などを行い、行政情報の発信にも努めているところであります。これらについては、SNSなどにより、的確に市民の皆様にお伝えするようにしております。コロナ禍であります。工夫しながらできることを実施しております。今後も他の図書館の状況も参考にしながら、よりよい図書館づくりに努めてまいりたいと思います。

3点目の図書館を指定管理に移行する考え方はないか、についてです。冒頭のご質問でもご答弁したとおり、図書館は館内の蔵書の充実や情報の蓄積のほかに、生涯学習の場でもあり、ときには市民が憩う場でもあります。また将来を担う子供たちの想像力や好奇心を高めるため、本に親しむ習慣づけや、学校と連携した学校図書館の充実なども重要な役割の1つとして進めております。

平成26年の開館当初より図書館では学校連携司書を学校に派遣し、学校図書館の運営や整理に取り組んできました。それに加え、現在は学校司書も配置し、連携しながら図書館運営に携わる体制づくりを行っております。さらに昨年からは、学校図書館整理員が学校を巡回し、集中的に図書の整理を行っております。これらの事業は昨年度までは、図書館と学校教育課で予算を分けて進めておりましたが、今年度からは図書館費に予算をまとめ、一元的な事業運営を行っております。そのため、今すぐ図書館を指定管理にするという考えはなく、図書館と学校をはじめとして、地域との協力体制をしっかりと構築しながら、直営で運営して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館について

市長の答弁の中にもありましたけれども、日本一の図書館ということをはっきりうたっていたかどうかというような、そんなお話がありました。私は3月定例議会の一般質問のときに、はっきりと文章を示しながら、もっと言うなら、平成26年7月22日の総務文教委員会で使われた資料、その1つのページだけをコピーしてきて、1つのページに3か所、日本一の図書館を目指すと。日本一の図書館職員を目指すと、そういう類いの記述がありました。そのことを示しながら、日本一、日本一、と繰り返し語っていたと。できたときにはそれこそあの当時の南雲前教育長が我が市自慢の図書館でありますと。まさに知の拠点であると、そんなふうに繰り返し語っていたことを、この議場の人たちも記憶していると思います。あの当時の総務文教委員会の資料をご覧になっていただければ、繰り返し日本一という記述が出てまいります。後で市長にコピーを差し上げます。

それについて、今でも日本一の図書館を目指すという気持ちには変わりはないのだと思います。それについて、私は様々な意味で改善が必要であると、そのように考えてこの質問を用意したわけではありますが、図書館側がどれほど問題意識を持っているかと、そういうことも実はあろうかと思えます。が、図書館ができて翌年だったと思います。ある人と私が、私が図書館に入ろうとしたら、ある人が出てくる場所だったのです。入り口ですれ違ったのです。知り合いでしたから、私にこう言ったのです。「本がないよねえ」と言ったのです。これほど本があるのですよと。これほど本があるのだという話をしたら、「いや、そういう意味ではない」と、「いい本、大事な本がないよねえ」と。逆に「勝又君、君はどう思う」と私に聞いたのです。実はそのとき、「いや、私も実はそう思っています」とそう言って2人で苦笑いしてすれ違ったということがありました。これは実話であって、作り話ではありません。また地元の名士といいましょうか、名のある人物がやはりこの図書館について何がしかのことを語っていたことを思い出します。この場では申しませんが、褒めていたわけではないという内容であります。

そのあるべき本がどれほどないかという部分については、私は繰り返しこの議場で語ってきたつもりであります。市長はよくご存じだと思います。繰り返し、繰り返し、図書館をテーマに挙げて、いろいろなコーナーについて、これは変でしょうということを繰り返し申し上げてきました。

先日も実は私図書館である調べものをして3時間くらいいたでしょうか。自治六法にはどう書いてあるかということで、法律のコーナーに行ってみたのです。法律のコーナーですから、いろいろ本があるのですけれども、自治六法がない。あるはずだと思って、今度はふつと考えてみれば、日本十進分類法のゼロゼロで表記される総記というコーナー、そこにあるだろうと思って行ってみました。確かに六法全書はあります。分厚い本です。使いやすい自

治六法とか小六法とか、あるいは教育六法とか、建設六法とか不動産六法とか、様々な六法といわれる本が出版されていますが、そういうものは全くありませんでした。変だと、どこを見ればいいのかと。受付に行って、自治六法はどこにあるかと聞いてみたら、いろいろ検索して、ないと。小六法はありますかと。それも検索して、ないと。では不動産六法はと、教育六法はと、私が聞いたものは全てなかったのです。

毎年 6,000 冊以上の本を買っているのです。どこのコーナーに何が不足しているかと。本来そのコーナーごとにあるべき本がどれほど欠けているかと。これも 1 つの例だと私は思います。6,000 冊、本を買うというのは大変なことです。あの図書館にどういふ本が並んでいて、何が必要なかと。何が欠けているのかと、その辺のことをよく考えながら購入しているのかどうかと、それが一番の問題だと思います。

前回申し上げました、経済のコーナーがどうしてこれほどアンバランスなのかと。20 世紀の経済学として、双璧といわれるマルクス経済学、資本論については 2,800 ページもあると。メイナード・ケインズの一般理論については、入門書 1 冊、しかも薄い入門書です、140 ページ。双璧といわれる学説に対して 1 対 20 の比率で置かれていると。これはバランスが変でしょうと。では、経済のコーナーですから、リカードの本はないかと、シュンペーターの本はないかと、ない。フリードマンの本はと、ありません。ハイエクの本は、ないですねと。という類いで、歴史のコーナーについて言うならば、いい本はそろっていると思います。いい本がそろっていると思いますが、言わせてもらえば、ダブりが多いです。重要な本が幾つも欠けていると。宗教のコーナーはお話になりません。心理学・哲学のコーナー、このコーナーについても言いたいことはたくさんあります。外国文学のコーナーもお話にならないです。

なぜこんなことを言うかという、十日町市の図書館、あるいは長岡市の中央図書館、そういうところを回ってみると、もう通路を歩くだけでその違いがひしひしと感じられるのであります。通路を歩いて、本の背表紙をずっと眺めながら歩いて、この違いは一体何なんだろうと。6,000 冊以上本を買っているわけですから、その 1 年、2 年、3 年とたつうちに、蔵書構成の改善が見られて当然だと、そう思うわけです。どうもその改善が感じられないと。どうなのでしょうかと。そんなふう思うわけです。この点についてどのようにお考えか、お尋ねします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 図書館について

勝又議員におかれましては、図書館を丁寧に見ていただきまして、また蔵書についてもきめ細かな点まで行き届かせていただきまして、大変ありがたく思います。蔵書について少しお話、お答えをさせていただきます。

まず勝又議員のご質問の中に、あるべき本という表現がございました。何が欠けているか考えながら蔵書を増やしてもらいたいというところがございます。このあるべき本ということについてお答えしたいと思うところであります。あるべき本というものは、この図書館に標準的にそろえなければいけない本という意味でお使いなのかと想像しているところ

ですが、図書館に標準的な本というものはないと考えております。図書館はその図書館の蔵書の構成についても、その図書館の特色をどのように出すか。図書館ごとに蔵書の構成がつくられ、そしてどの蔵書を購入するかということについても、その図書館ごとの判断で進められております。

ですので、最初にお言葉の中にあつたあるべき本という考え方が、私どもの考えているところと若干違うところがあるのではないかと考えております。これは南魚沼市図書館が考えているだけではなくて、県立図書館の皆さんからも蔵書構成について、直接お越しいただいてご覧になった上で、ご指導いただいた内容の一部でございます。南魚沼市図書館は南魚沼市民の読んでくださる本、せつかく公費で購入するものですので、多くの市民が親しむ本など、市民のための蔵書を考えているところでございます。ですので、蔵書構成につきましては、そこに捉え方の違いがあるかと考えておりますので、勝又議員の蔵書構成、また具体的に今後ともお話を聞かせていただければ参考にしたいと思います。

以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館について

大変慎重な答弁をいただきました。しかしながらあるべき本とは何かと言われれば、その定義というものがあるかないかということなのだと思いますが、それについては私もないと思います。しかしながら、ごく一般的な常識として、大型図書館なら、例えば自治六法くらい置いたらどうですかと。7年かけてそれを置こうとしなかった、そのくらいの選書能力なのかと。私は不思議に思います。コーナーごとに何が欠けているのか。それを吟味しようという姿勢がなければ、あの図書館は今以上によくなることはないと思います。

標準はないと言われれば、再質問も難しくなるのです。標準はないと、それぞれの特徴だと言われれば、もう何でもあります。あれもない、これもない、それが特徴の図書館だと、みたいな。本当に改善を志そうと、その気持ちで見直そうという気持ちを持つならば、別の目線をあの図書館に入れるべきだと思います。教育長は長らく地元の図書館協議会の委員長であられたわけですから。その辺のことについては、よくよく精通されている方だとは思いますが、南魚沼市図書館、あの大型図書館と大和図書室、そして塩沢図書室、セットで考えて、あまりにもアンバランス。あまりにも欠けているというものを感じざるを得ないと、私はそのように思います。

行政資料についてお尋ねしてみることにしましょう。皆さんの手元の資料の裏面です。これは長岡市の行政資料のコーナーのものです。長岡市の中央図書館の行政資料のコーナーの写真であります。私が行ったときのものですが、このようにそろえてあれば、なるほどどうなづけられるのですが、この3月の一般質問のときに教育長は、行政資料は図書館の郷土資料のコーナーに分散して入っているというお話でありました。ではすみませんが、行政資料といえるものを拾い出して一覧表にしてもらえますかという話をしたら、即一覧表を作ってくれたのです。そのときの資料を私は持っています。

行政資料といわれるものがあの大型図書館の中に13冊、厚さにして10センチメートル足らず。これでも、あると言われればあるわけです。この皆さんの資料を見て分かるとおりに、行政資料をそろえるとは、ここまできなくても、こういうものなのだと考え、思っていたからこの写真を載せました。本当は我が市の行政資料のコーナーの写真と並べてコピーしてお見せすれば、もっとはっきりと違いが分かるのですけれども、さすがにそこまではできませんでした。あまりにも違いすぎるということでもあります。

行政資料について私もいろいろ調べてみました。国の図書館法の第3条にはっきりと明記されています。行政資料の収集に努めて、市民の利用に供することと法律文にはあります。国の図書館法にあるものと同じものが県の図書館条例、そして我が南魚沼市の図書館条例にもあるわけです。南魚沼市図書館資料収集方針なるものが平成26年に作成されています。この中、ずっと見てみますと、収集資料の種類として1から5まであるのですけれども、図書、それから郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料、障がい者サービス資料と。何で行政資料がないのかと。この資料収集方針については、教育長も十分ご存じのはずだと思います。我が南魚沼市の図書館条例と整合性がないと。こういうところからまず改めていくべきであろうと。そんなふうに思います。

今後努めてもらいたいのですけれども、ごく最近の写真ですけれども、これは大和図書室の行政資料のコーナーと塩沢図書室の行政資料のコーナー、この写真を見て、教育長も見覚えがあると思います。3月10日午前11時半頃、この写真を見せながらお話をしたことがありました。大和図書室の行政資料のコーナーには予算書と決算書のほかに、実は議事録があったのです。私はうれしかったです。平成16年と平成17年の2年間の議事録がありました。そして市報は平成23年から平成25年までのものがありました。ということは、その後の市報もなければ議事録もないし、議会だよりはもちろんないしと。様々な提案を私はこの議場でしてきたつもりです。今現在もこの状態です。これについて、もうこれ以上申しませんが、改善すべきところは山ほどあると、私は思います。

もう一つは……（何か叫ぶ者あり）そういう声がありますので、答弁のようなものがありましたら、お尋ねします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 図書館について

様々な角度からのご指摘をいただきまして、ありがとうございます。今後もしっかりと改善を1つ1つ進めてまいりたいと思います。最初の答弁でお話ししましたとおりに、1つ1つ改善を進めていく、そういう覚悟で職員一同おりますので、今後もしっかりと見ていただきたいと思います。

ご質問の中で、自治六法等についてのお話がありました。また行政資料についてもございました。少しその点についてお答えいたします。

行政資料につきましては、ご指摘いただきましたことを受けて、1つ1つ改善を進めているところでございます。まだ至らぬところがある部分は、さらに充実に努めたいと思います。

自治六法など各種、小六法ですね。小六法等につきましては、常に最新版が改訂されているところがございます。その多くは現在インターネット等で確認ができる内容でございますので、県内たくさんの図書館がございますが、小六法を配置している図書館はごく限られているとかがっております。ぜひ、この小六法が必要であるということでございましたら、リクエストすることも可能でございますので、ぜひ出していただきたいと思います。また様々な本につきましても、具体的な資料をご提案いただきませば、また選定に生かしてまいりたいと思います。大変貴重なご提言、ありがとうございました。

以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館について

以上で、私の質問について全て答弁をいただきましたので、私の最後の質問といたします。終わります。

○議 長 以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。再開を1時30分といたします。

[午前11時41分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時29分]

○議 長 大平剛君、それから牧野晶君から早退の届けが出されましたので、これを許可し、報告いたします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位17番、議席番号12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 6か月ぶりの登壇でしょうか、大変緊張しています。12年前も3日くらい眠れずに登壇したような気がいたします。常に前段で1ページくらいしゃべってきましてけれども、その都度枕言葉だと言われてきましたけれども、私自身、枕言葉は2つしか知りません。あをによしとたらちねでございます。同僚議員が、「鈴木さん、明日はスリッパかサンダルで登壇していい」と言われましたので、そうしたところ、どうも露払いがうまくできておらないようでありまして、びしょぬれであります。水田長でも履いてくればよかったのかという、そんな気持ちであります。

かつては通告してからいつも自分は質問に肉付けしてきたわけですがけれども、かつては湯水のように文章が湧いて、末は紫式部か遠藤周作かと思った時代もありました。しかし今はなかなか文章が湧いて出てきません。26日に通告しましたがけれども、パソコンの前で1週間腕組みをしましたがけれども、なかなか文章が出てきません。土曜日になってお尻に火がつきまして、ようやく肉がつき、皮がつきという状態で、何とかいい質問ができるのかと思っています。日本のことわざにとんびが鷹を生むというようなことわざがありますけれども、生殖学的にこのことは絶対あり得ないと思っています。今さら親を恨んでも仕方のないことであります。

1 地場産材の普及について

それでは、1問目、入ります。地場産材の普及について伺います。突然のことでありましたけれども、今年に入り、外国産材、特に米松の入荷が減りました。また入荷の遅れで木造建築に大変大きな影響を与えていると思います。価格の高騰、入荷の遅れで休まざる職人もいと聞きます。俗に言うオイルショックならぬウッドショックとされています。来年、この状況が元に戻るのかもしれませんが、こういう状況は今年に限らずやってくるものと考えておかなければなりません。

かつて自然保護や関税の問題で、ラワン材や北洋材の輸入が減少してきました。輸入が多くを占めていた頃、木材自給率20%まで落ちました。現在は38%ほどだそうです。何とかその時代、時代に代わるものが出てきて、今は主流が米松ということです。特に構造材として欠かすことのできない材木となりました。

外材に頼らない時代は、地場産材の杉を使っての家づくりでした。今はコストの面や強度の面から地場産材の利用が減り、林業はなりわいとして成り立たなくなってしまうました。果たして市内に製材所は何軒あるのか。森林組合も製材をやめ、森林の管理のみということです。個人所有の森林は管理が行き届かず、荒れ放題になっています。外材に頼らない建築として地場産材の利用を考えていくべきではないかと思います。

ただ、この前テレビで、どの地区か忘れてしまいました、県外だったと思います。これが非常に成り立っているというところがあるらしいのですけれども、失礼ながら、ちょっとその場所を忘れてしまいましたすみません。ぜひともこういう施策を取れないものかということで、第1問質問します。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、鈴木議員のご質問に答えてまいります。

1 地場産材の普及について

まず大項目1点目の地場産材の普及であります。これは名前を言いませんが、うちの職員が家を今造っているという時期が重なって、材木が入ってこないためにストップしていたという話から入ってきて、ニュースとかでもいろいろ、それからどんどん言われました。先に感じたのはその言葉からだったのですけれども、今回大変このコロナ禍でということあります。昨年4月頃の状況では、コロナ禍による木材需要減、需要減によって製材・合板工場などはその減産を余儀なくされたと。丸太の入荷制限も実施していたと。その後、今度は徐々に木材需要は回復したものの、輸入材の供給減少、また産地価格の高騰から国内市場において木材が不足する状況となったとうかがっています。

輸入木材不足の原因としては、コロナ禍、これを起因とするもの——アメリカ等における木材需要の高まり、巣ごもり需要によるDIY、最近テレビでもよくこれをやりますが、こういう巣ごもりによるそういう需要が増えた。そして中国の経済回復に伴う木材需要が増加する一方で、ヨーロッパ周辺でのパルプの需要減退に伴って、原木の伐採量が減少した。そ

して製材向けの丸太も減少したことなど、複合的な要素が重なって、議員先ほど言葉を出されたウッドショックと呼ばれている状況になっていると報道等もされています。

市内の木材業者に確認させてもらいました。至急調べてもらいたいということでやったのですが、輸入材の杉は1.5倍、先ほど話が出た米松については2.5倍程度の価格になっているものもあって、加えて納期に遅れも生じていることから国産材の高騰が続いていると。まさにそういうことだと思います。

市内産材については、適時伐採、整備などを行っているということですが、間伐等の手入れや主伐、切出し、製材加工、販売などに従事している市内の林業従業者が限られている。これは致し方ない経過だったというか、業としてなかなか成り立ちにくくなってきたという、ずっと流れがあるわけなので、急にということはできないわけではありますが、このウッドショックの木材需要に応えるためのマンパワーが圧倒的に不足している状況。これらのことから市で何ができるかということだと思います。

市のほうでは今、平成23年度から南魚沼の木で家づくり事業を実施しています。要件とか、細々ちょっと言いませんが、この木材等を購入した場合には3分の1以内で50万円を上限として補助しているという状況。実績としては昨年度8件という数字です、362万円。今年度は7月末時点で7件、305万円。これからもこれを推進していきたいと思っています。新潟県でも同様に県産材を使用した公共施設、または商業施設などの整備に対して補助を行う、ふるさと新潟木づかい事業、また住宅の新築・リフォームでの県産木材等の使用を支援する新潟県産材の家づくり支援事業を展開しているということでもあります。

いずれにしても、議員もお話のとおり、今回のことがコロナ禍でまず始まっているということもありますが、この後、これが復活してくるのかということも含めて、大変やはり不安があると思います。ただ一方で、私どもがこれまで恐らく何十年間か議論してきた森林の衰退、材として成り立たない。よくこの議場でも私も森林組合の過去の組合長をやった経験も含めて、全く生産森林組合でなかったと。ただの管理と固定資産税と保険でどんどんと経営が悪化していくという状況を目の当たりにしてきた人間として、1つ思うのは、この後逆にチャンスではなかろうかという思いが私はしますが、多分鈴木議員もそういうふうに思われているところがあるのではないかと。今までどおりのまた世界の南北問題のようなその森林の安い材を使って、安いコストで家づくりをしていく。

これは一方で消費者にとってはいいですが、しかしきちんと物事を循環させていくという視点から考えれば、新たな視点で、やはり気づきも含めて、何かが変わっていかなければならないのではないかと、そんなことをコロナ禍は我々に訴えかけているという面も、何か夢想する部分であります。

答えになっていないかもしれませんが、今後市内産材を使うとか、国内産材を使う、県内産材もそうですが、これらを口ばかりではなくて、やはり例えば行政は何ができるか。これから前にもどなたかに答えています、我々が隗より始めよという言葉のとおり、行政がこれから使うものについては、木材をできる限り国内産材を使うとか、市でいえば、市の

中で育ったその木をきちんと使っていくことに踏み切っていく、今何かそういう岐路に立たされている気がしてなりません。そんなことで答弁とさせていただきたいと思います。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 地場産材の普及について

南魚沼産材、県産材を使った補助金、最大 100 万円くらいになるのだと思います。ただ、これ自体は制度として本当にいい制度だとは思いますが、消費という観点から見ますと、非常に規模が小さい。それと行政の建物にも国産材というような答弁もありましたけれども、この地元、特に個人所有の森林なども非常に荒れていまして、先ほど言った、ちょっと地域を忘れてしまったのですが、そこではなりわいとして非常に成り立っているというものをちょっと勉強していただいて、そういう土壌をつくってもらわないと、やはり個々でやるというのはなかなか難しいところがあるのかと。行政として旗振り役をしてもって、こういうことはどうなのかという提案してもらえそうな案があればいいかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地場産材の普及について

これから、これからという話ばかりして申し訳ないのですが、やはりこのコロナ禍の前からちょっと言い始めていましたが、例えば今回の議会でやはりいろいろなテーマがありますけれども、1 つには環境とか、様々な話がいっぱい出ました。全て私はそこがつながっていると思います。勝手に決めつけていますけれども、有害鳥獣の問題も、全て里山の荒廃の問題もこういう森林材の問題に全部絡んでいると思います。なりわいに成り立たなかったというか、極端な言い方ですが、本当に売れなかった。これがあつたわけなので、これを使っていくほうにやはりシフトしてやっていく。

なかなか民間ベースで、それはやはり高い値段を出して造りなさいと、急に言ってもなかなか難しいと思う。し 1 かし段々と変わっていかなければ。そして需要供給のバランスの中でその材木の料金が減っていくとか、そして鈴木議員も設計士さんであります、そういう人たちの仕事も含めて、外国産だけに任せた、そのコスト的などころだけで家を造っていくという、これは致し方ないことだったのですが、そこだけに頼っていると、やはりそういうなりわいの業も私は衰退していくと。

例えばこの地域のすばらしい檜を使った建物を造ろうとしても、そういう職人さんがもう段々と衰退していってしまう。いなくなってしまう。こういうことにも今さらされているわけなので、何よりもまず、1 つは、先ほどの繰り返しになりますが、公共が完全にかじを切る方向を始めていくこと。そして加えて今ほどお話もありました、例えば県のほうもリフォームとかに使う、うちもリフォームをずっと続けてきていますが、例えばそういうことの 1 つ 1 つに地域材を使った場合には上限がアップされるとか。これはちょっと私が今考えついでに申し訳ないのですが、そういう視点が織り込まれていかないと、ものは変わっていかないと。いくら何か言っても前に進まない。

なので、行政がやはりやれることというのは、大きく方向を見出していくというのは、非常にこの森林というか、森林材の問題については、大きな視点だと思っております。ここからはずみをつけなければいけないと思います。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 地場産材の普及について

地元の話をして申し訳ありませんが、うちのほうも50町歩くらいの植林した杉林があります。高校の頃、アルバイトで根刈りに行った覚えがありますが、あの頃は草刈り機がなくて、大鎌でやったような気がします。その頃の大人たちは、この木を売ってハワイに行こうというような話をしていましたけれども、今は笑い話です。木を売ってハワイへ行こうなどというのは、そんなことをしなくてもハワイは行けるようになった。

せっかくこの地域に定住自立圏構想、あるいは魚沼医療圏のそういうつながりというものがあるので、市だけではなくて、その定住自立圏の範囲内で、範囲内でなくてもいいのですが、そういうつながりがあるのであれば——山林の多い地域であります。そういう人たちと手を携えて、きちんと早めに、これは組織ができたとしても、すぐに商品化はできないと思います。そういう組織づくりからすぐにスタートしなければならないと思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地場産材の普及について

一番最初のご質問のときに、森林組合が製材をやめた。非常にちょっと聞いてショックを受けましたし、残念。しかしこれをまた復活させていければ、それほど好況になればいいわけであって、悲観するばかりではいけないと思います。加えて今2市1町の定住自立圏という話が出ました。私はもうちょっと範囲が広いというか、もともと里山の再生の問題で、その材を使ったバイオマスのな火力発電所がこの地域にできない限り、今の我々の祖父、じいちゃん世代が戦後、孫のために——言葉は悪いのですが、孫の何とか買いという言葉が昔ありましたが、そういう時代があって、まさにハワイに行く話はちょっとその後だった気がします。

そういうふうにも私どもに残してもらったこの戦後の花粉の問題にまでつながっている、その森林の行政が、今1回そこを回転させないと、土壌も含めて森林が再生していかない。そういうことにも直面している。

いろいろなことが考えられますが、そういう意味で考えると、材の供給の問題からいっても、魚沼圏域、この範囲が少なくとも最小の範囲ではなかろうか。ここに我々が、・・・に言っても駄目なので、やはり私も市長をやらせてもらっている以上は、次に担う森林のことをずっと言ってきていますが、何もやっていないではないかと言われてたらそれまでです。なので、ここにやはり果敢に踏み込んでいくこと。できれば、建てたうちの冷房は雪で冷房がされるとか、そういう地域を目指したい。これを広げていくことだと思います。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 地場産材の普及について

仕事柄、設計の仕事をしていますと、職人の方というのは、施主の方から顔の見えるところで仕事をしています。我々の仕事というのは事務所で何日かかろうが、何十日かかろうが、施主の方には見えてきません。市との折衝、あるいは振興局との折衝、そんな姿も全く見えていないわけで、木材が上がったからボツになったなどという、我々は請求しづらいのです。確認申請には何万円という手数料を払って、それも施主の方には見えていないので。何とかいい方法を見つけて、市長が言うようにスピード感を持って、ある程度方向づけみたいなものができればいいかと思っています。ぜひともそういう方向でいってもらえればと思っています。

もう一つだけ、決算の資料に確認の件数が出ていました。これは決算の資料ですから、経由したときの手数料が載っているのだらうと思いますけれども、実際資料として出す上で、市全体の確認の件数というのをある程度そういうものに載せておく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 地場産材の普及について

この点については、ちょっと担当のほうから答えてもらうことにします。

○議長 建設部長。

○建設部長 1 地場産材の普及について

今現在の確認の件数は把握しておりませんが、今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 地場産材の普及について

よろしく申し上げます。

2 市営住宅の利用形態について

次、2番の市営住宅の利用形態についてです。実はこの間、知り合いに相談を受けましたが、なるほどと思ったところがあるのです。車の免許がないので、スーパーの近くの市営住宅に入りたいが、駄目かという話でした。東京で就職して、車も必要なかったのが免許もないと。親の介護のために地元に戻ってきて、勤めながら介護をしたと。介護が終わったら、家の維持も大変で、家も処分してしまったということでした。結婚もしなかったということで、雪国の独り暮らしは非常に大変だったというようなことを言っていました。特に冬の買物です。これには冬は自転車が使えないということで、大変悩んでおりました。

公営住宅の管理一覧表を見ますと、単身入居不可が結構多い。これから単身高齢者が増えていくことは間違いないと思いますけれども、収入を考えれば、一般のアパートはちょっと借りづらいというところもあると思います。

そこで1番目の市営住宅、市有住宅の利用状況というのを少し聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市営住宅の利用形態について

鈴木議員の2つ目のご質問です。市営住宅の利用状態。まず幾つかありますが、市営住宅の入居状況について申し上げたいと思います。今年7月末時点の市営住宅の入居状況については、これから申し上げる高齢者という名前が出てきますが、これは規則に定めた単身入居者の資格の1つである60歳以上の者とさせていただきたいと思います。それで申し上げたいと思いますが、公営住宅全体では、管理戸数である427戸に対しまして、入居戸数が342戸。入居率が80.1%となっています。

このうち、単身入居住宅の規格に該当する住宅が106戸ありますが、ここに入居する単身高齢者は39戸。非単身規格住宅に夫婦や世帯で入居した後で、配偶者、お連れ合いの方との死別、または子供さんの独立などによりまして、結果的に単身高齢となった49戸——これは49戸あるのですけれども、合わせますと、公営住宅全体で88戸。入居戸数の中で25.7%、これが単身高齢者となっているという状況です。なお、市内の公営住宅全体の平均入居期間が13年8か月というものに対しまして、単身高齢者は17年0か月でありまして、単身高齢者の入居は長期化する傾向が今続いています。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市営住宅の利用形態について

ちょっと2番まで読んでしまいまして、1番につきましては、利用状況は分かりました。どうしても単身高齢者というのは長くなる、多分、ついに住みかになるのかと思っています。

(2)につきまして、不可が多いというのと、単身高齢者への対応は分かりました。私も20代の頃、ちょうど現場に出たときに5階建ての町営住宅ですが、現場に行っていました。あの頃若かったものですから、5階からごみを下まで何回下ろしても疲れなかったのですが、今はとっても1回、5階まで上がると大騒ぎなことなので、これから市営住宅の統廃合を20年計画でやるというようなことですので、この辺で単身者の対応というのはかなりできないものかと思っています。

偶然市営舞子団地のときに設計に携わらせてもらいまして、そのところは8戸が単身世帯、16戸が複合世帯。そのときはエレベーターもありましたし、ちょっと失礼ですが、トランクルームもありました。これからはそのような設備もしていかなければならないと思うのですけれども、今後、今の既存のものを利用して、3DKというのは結構多いのですけれども、そういうものを単身者へ対応することが可能かどうかというのを伺っておきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 市営住宅の利用形態について

最後のほうに係る3DKとかを単身者に利用できるかどうかということは、ちょっとそれは担当のほうに答えてもらいますが、ちょっと1番と2番、前後したのかもしれませんが、1番だけ。

ちょっと言わせてもらいますが、高齢者の皆さんの入居に拒否感があるというか、なかなか借りづらいという話をしたのではないですか、お友達の話で。これはデータが出ていまして、調べたのですけれども、高齢者世帯の入居に拒否感があると答えた賃貸人、アパート経営の皆さんというか、不動産屋さんもそうでしょうけれども、70.2%と非常に高い。この中で主な理由です。これはやはり家賃の支払いに対する不安、それから言いたくないですけれども、孤独死の不安、こういうことがやはり言われている。こういう中で、やはり公共の準備をしなければいけない必然性というか、今その面が高まっているような気がします。

この中で、やはり世代を超えて全部準備されるべきですけれども、やはり当南魚沼市については特にと思いますが、高齢者率が33%。この中でやがては必ず2人そろって一緒に亡くなるという方はないわけであって、ちょっと言葉が悪いですけれども、必ず独り暮らしになっていく確率も高い。こういう中で考えなければいけないと思います。

そういう意味ではセーフティネットとしての公営住宅の役割、これを果たすためには、高齢者の増加に対しても積極的に取り組む必要があると思います。その中に3DKの問題とかあると思います。私も去年、あと一昨年に行ったか、住宅を回って見るのです。いろいろなタイプがあります。なるべく全部回ってくる。結構時間がかかります。この中でやはり一番不安はその5階の話。また大体そういうところが空いているからというのがあるのです。この辺は大変大きな問題だと思います。

現在の単身規格住宅、先ほどから言っている106戸のうち、建築後40年以上経過しているのが96戸。90.6%がそうなのです。今後の単身入居希望者の増加は絶対高くなっていくと思いますし、先ほど言った入居期間の長期化傾向——この既存の住宅を効率的に活用することをまずは前提としなければなりません、単身入居住宅の確保も含めて、これは将来を見越して、今いろいろな計画とかも立てられたりいろいろあるのですけれども、非常に今日的課題に今直面してきたと思っています。なので、急ぎこの対策を検討するように、担当課のほうに既に指示をさせてもらいました。これからいろいろな検討を加えてまいりたいと思っています。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市営住宅の利用形態について

分かりました。ちょっと答弁できるかどうか分かりませんが、45年前に行った、町営住宅の名前は出しませんけれども、もう見る影もありません。RCの造りというのは、雪国には合わないのかと思っています。どうしても県の仕様で建てたと思います。だからどこの住宅を見てもあの年代のものは同じ間取りだと思います。なぜ木造をやらないのかというような、自分の考え、雪国は木造で十分ではないのかという気もするのですが、答えられたら答えていただけると。

○議 長 市長。

○市 長 2 市営住宅の利用形態について

先ほどの大項目1項目めのこともありましたので、私も非常にこれは気にかかっていますし

た。そして市長の立場として、答弁にいろいろな場面で立つ中で、またいろいろな違うところでも話していると思いますが、なるべく、先ほども言いましたけれども、木材を使っていきたいと、そういうふうにかじを切っていくべきだという話があったけれども、私もRCの工法しか——例えばそういうものでなければ駄目なのかという確認を鈴木さんのこの質問をいただいたので、よくよくまた確認してみました。間違っていたらすぐに担当者が手を挙げるとは思いますが、私の聞き取りでは、そういう縛りはない。なので、これはチャンスではなからうかと思えます。これから新築のものを含めてやっていくには、簡単には言えません。言えませんが、これから取り組もうとするものについては、まずはそこを検討していくということが非常に大きからうと思えます。

これは実際に現場を見て歩いて、やはりRCの建物、それは担当者からも、業者のほうからの声も聞いていますので、やはりいささか、このままではという思いがあったのでということであります。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市営住宅の利用形態について

市長がそのような見解を持っておられるとすれば、すばらしいことかと思っております。

3 圃場整備事業の県の方針について

次に3番、圃場整備事業の県の方針についてを伺います。これは以前にも質問をしました。県の方針が変わったとも聞いておりません。これからの圃場整備について、県は米価以上の収益を上げるため、畑作等の面積、土地改良部分の全体の2割以上にしなさいということ求めています。これは必須条件ではないと言いながら、これを地元が認めない限り、俎上には乗らないというような話であります。非常に作為的ではあると思っております。この地域は稲作が中心であり、これから実施する地域はほかの作物での収入実績や経験もありません。

今後も県内一律でこの方針ならば、これが足かせとなって、事業が全く進みません。圃場整備によって集約はできるかもしれませんが、しかし、若い人の就農が増えるとは考えにくい。新規に畑作等に見合う施設への投資が果たしてできるのか不安である。ある人がこの土地改良の説明会のときに田んぼを守るだけで精いっぱいなのにとというようなことを言っていました。本当にそういうことです。多面的機能を利用しながら、では地域で相談をすることが必要だとも言われましたが、ほとんどの若者は会社勤めであります。兼業で農家をやっています。あとは草刈り機を背負っているのは、70代前後の前期高齢者です。地域での限界も来ているのではないかと。委託を受けている人も限界で、委託を減らしたり、返還したりしています。返還されてもどうしようもないわけです。

悲観的なことばかりを言いましたけれども、圃場整備の必要性は十分理解しています。早く着工してほしいわけですが、認可されたとしてもどうしても10年近くはかかります。私の年代になれば、完成を見ずに終わってしまうかもしれません。県の方針が変わるほど強い要望を市に期待したいと思えますが、市長の考えをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 圃場整備事業の県の方針について

鈴木議員の3つ目の質問であります、この圃場整備事業の県の方針。全く同感であることをまず先に申し上げてから話をします。

少し触れておられますが、まず新潟県のお話をします。この農業産出額、これが新潟県が1位の座を奪われたということも含めて、大変なショックだったのかもしれませんが、農家所得の向上のためには、稲作の規模拡大、生産コスト低減に加えて、園芸を導入することで、稼げる農業という言い方をよく聞きますが、経営の幅を広げていくことが重要であるとしています。

このこと自体は正しいと私は思いますが、令和元年7月には新潟県が園芸振興基本戦略を策定して、令和6年までの県全体の目標として、単品目の販売額1億円以上——これ私もよく聞くのです、1億円以上の産地数の倍増。そして県全体の栽培面積を1,000ヘクタール増やすということを掲げています。これに踏まえて圃場整備事業において、先ほど議員も話してお怒りの、整備面積の2割以上の園芸導入、これは新規地区の国の採択事業要件——事業要件ではまだありませんが、園芸振興基本戦略の目標の達成、また県の農業所得向上に資するという観点から、地区と関係機関が一体となって取り組んでいく上での目標としての位置づけと言っている今状況。

具体的には、地区面積の2割で土地利用型の園芸作物の導入を目指していくほか、施設野菜などの高収益園芸を導入する。また土地利用型園芸の2割導入と同等以上の販売額を確保する場合も同等とみなす——ちょっと分かりにくいかもしれませんが、いろいろあるのですが、市内では本年度採択予定の経営体育成基盤整備事業で、大月地区はしめ縄用の稲の栽培による所得向上を園芸作物として認めてもらってやっている、例えば一例。

加えて地区の実情に応じた多様な営農形態が受け入れられるとはしています。が、私は鈴木さんと思いが一緒で、鈴木さんのところは中山間地の代表的な棚田のすごいところ——失礼、そうですね本当に。私も石打で棚田のところを1人でやっていましたが、どれほど大変なことか。3段刈り、4段刈りという言葉を言っても分からないのではないですか。農林水産省に行って言っているときも、3段刈り、4段刈りですよと言っても、かなかんじきをかけてやっているのですと言っても分からないですね、やったことのない人は。本当に転がり落ちることもあるわけです。それほどの過酷な状況。本当に山紫水明はきれいですが、守っている側の苦勞としては本当に大変なところがある。

この中で先ほど言った兼業農家が守っているというのが実態であって、なぜなら効率化を求めたら、大きい農家はやりたがらないですから。そういうところが農政の問題だと、やはり私も本当に思います。現時点では、今ほど言ったように、目標というようなことを言っていますが、実際は、圃場整備事業の園芸2割の対象は現在、経営体育成基盤整備事業のみとなっていますが、今後は圃場整備事業については全てのメニューで園芸2割の導入へ方針が強化されていく可能性が高いと考えられます。というか、私が金沢にあります北陸農政局や県の農地部があります、そして農林水産省がありますが、ここに行って様々な話をする。例

えば政党関係のそれぞれの役に会って、いろいろな要望をしてまいります。こういったときにこの話が出ないことはありません。我々はそれに抵抗していると思っています。

私どもも市内に土地改良区の団体があります。魚沼市にも1つあります。湯沢町にも1つあります。その全ての集合体というか、一緒にやっという運動している。私が会長をやらせていただいておりますが、その皆さんと行って、本当にその中で聞こえてくるのは、この2割というのは、全国一律にかけられています。そういう方針を立てられても、いささか我々としては、うんと言にくいところなのだと思います。やはり適地適作で、その部分で何かしらのやはり変えていく。園芸のことはよく分かりますが、そう簡単になるものではないという話をやらせていただいておりますが、今のところなかなか聞く耳を持っているようで、この方針を改めることまでには至っていないので、様々また努力していかなければならないと思います。ただ、この方向は間違いなく、今進んでいるという状況です。

以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 圃場整備事業の県の方針について

私はフェイスブックで棚田のことをやじって、棚田とは遠くから見るもので、そして悲しく草刈りをするものと打った覚えがあります。

2割の畑作ということで、うちの地区でもいろいろ知恵を絞りまして、ではもち米を作って、もちを売ったらどうだという提案をしたら、それも駄目だと。枝豆はどうかと言ったら、連作が無理だから、例えば50町歩やるとすれば、10町歩、20町歩を休まなければ、10町歩ずつ交代にやらなければ駄目なのだろうということは、正味30町歩しか田んぼはできない。本当にこれは現地をよく知ってもらって、本当にこの現状、放棄地もこれから多分間違いなく出てくると思います。多分うちのほうで専業でやっている若い人、30代が1人います。親の跡を継いでやっているのは1人だけです。あとはほとんど委託なり、先ほど言ったように、草刈りは皆おやじがしていますので、せがれはほとんど草刈りはやりません。そんな状況ですから、皆がバンザイすれば終わってしまうのかということを感じています。

ぜひとも市長から本当にこの現状を訴えていただいて、この2割という枠をきちんと外してもらおうようお願いしてもらえないかということをもう一度伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 圃場整備事業の県の方針について

これまでも続けているとおり、続けていきますし、今ほどのお話を聞いて、さらに同感、そのとおりだと思います。これは多くの皆さんの声です。この地区は特に。これはもうちょっと大きいところで、県とかそういうレベルではなく、全国のことでもあります。今全国で土地改良区のほうから推薦を受けて国会議員になっている、名前は言いませんけれども、その方ともいつもメールでやり取りさせていただき、活動も見守っています。ぜひ、頑張ってもらいたい。本当に市政といってもいっぱいあるけれども、この農業の問題については基幹産業でありますので、非常に大きい。自分も実感として現地の気持ちが分かっていると

思っているので、一生懸命、一緒にまた取り組ませてもらいます。

もうちょっと違う角度から園芸のことも、こういったことなら取り組めるとか、そういうことも、先方も担当している省庁とか、県とか、農政局はそう言っているのですが、もう少しこちらの身に立って、やれることはやったり、緩和できることはやってもらったりということを加えて訴えていきたいと思います。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 圃場整備事業の県の方針について

一言、適地適作ということを考えて、ぜひともお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議 長 ここで先ほど鈴木議員に対して保留していた答弁を建設部長からありますので、お願いいたします。

建設部長。

○建設部長 先ほどの建築確認の件数でございますが、令和2年度の合計で214件です。民間がそのうち201件ということでございます。

以上です。

○議 長 以上で、鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時25分といたします。

[午後2時13分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時25分]

○議 長 質問順位18番、議席番号13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、一般質問を行います。最後の最後の一般質問ということになりましたが、ひとつよろしくお願いいたします。

3月議会でもいろいろな形で質問させていただいたのですが、今回報告書が出たということで、それについてない知恵を絞って明細に読ませていただきました。今回はその感想を踏まえてお話をしてみたいと思います。

傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果についてであります。私は3月議会の一般質問で、設計責任、構造設計責任、設計監理責任、施工責任、施工管理責任、発注者責任、使用者管理責任、瑕疵担保責任、そして保険適用の9点を指摘し、キャノピー倒壊について原因究明を求めました。今議会の所信表明で、調査業務の委託先から8月20日に調査結果の提出があったと報告がされました。この一般質問をするにあたって、報告書の開示を求めたところ、応じていただきました。本当にありがとうございました。

質問に移ります。(1)私は倒壊と表現していますが、報告で使っている文言の傾斜は、軽微に聞こえ、若干の修正で復元が可能な印象を与えます。傾斜とした理由を伺います。

主要構造部の柱のR部が座屈していて、病院の雁木がなければ倒壊し、大惨事になってい

たでしょう。人身事故に至らなかったことが幸いでありました。実際は全て解体処分され、現物は保管されていません。私は極めて深刻な事件と捉えています。

(2)であります。調査業務の委託先の選定理由、委託内容、委託日、委託期間、委託費を伺うものであります。委託先について、選択肢は幾つかあったと思いますが、同業者でない方がよかったのではないかと思いましたが、3月にも言いましたけれども、大学など学術機関は考えなかったのか伺います。

(3)です。調査結果は設計条件、許容荷重、応力計算等は適切に計算され、工事監理についても適切に行われているが、今まで経験したことのない降雪状況により、融雪設備が大幅に機能低下したことから設計積雪量を超過したことによる、わずかな重量差によってバランスが崩れたことが原因であるとされました。

①であります。設計積雪量を超過し、バランスが崩れたことが原因としているが、倒壊しないことが大前提と私は考えています。安全率等を持つての計算がされていると思うが、主要構造部材について考察された経過があるか伺います。主軸が破壊した事実は見逃せません。デザイン上、バランスが悪い構造と誰しもの思う建物だったと思います。倒壊を防ぐために、どう補足、補強していたかの調査が必要ではなかったでしょうか。

②であります。降雪状況、雪質等の調査をされ、積雪1.5メートル、単位荷重30ニュートン/平方メートル/センチメートルでの設計は適切だったと考察されたのか伺うものであります。経験したことのない降雪というが、実際の積雪深をどう調査したのか。重い雪質はこの地域の特質で、基準を超えた想定が必要との検証がなされたと思います。1.7メートルと書いてありますが、1.7メートルでなぜ倒壊したのか。調査がされているかであります。積雪1.5メートルとされているが、安全率を見て、リミット何メートルとしていたか伺うものであります。

(4)であります。再建するための設計業務委託を7月下旬に発注し、再建に係る補正予算を提案し、破損した玄関の雁木部分についても6月下旬に修繕工事を発注されました。当初予算では、建物損害共済金5,000万円、災害損失6,000万円が盛り込まれています。今補正では庇建築工事5,000万円、監理監督業務費400万円が盛り込まれています。

①であります。この調査結果の原因で共済金が下りるか、伺います。質疑の中では再建築後に保険会社が査定し、保険金額が決まると言われましたが、詳しい説明を求めます。通常は事件が起きた場合は、保険会社が調査し、算定し、損害保険金が下りると思います。積雪1.7メートルで倒壊した原因は管理責任だけで、構造・工法等が地域の気象条件等に合致しているかを問題視しないで認められるものでしょうか。設計監理は適切とされていますが、問題にならなかったのか。あるいはこれからならないのか、伺います。

②であります。調査結果提出前の7月下旬に設計業務委託がされています。原因を踏まえた再建計画を伺うものであります。設計施工業務等は適切とされ、問題点も指摘されていないなら、元の設計で復元が常套と考えますが、改めて設計業務委託する理由を伺います。質疑の中では、強度を上げる説明がありました。問題があったということではないでしょうか。

あったとすれば、それらの問題点を想定せずに採用した時点、要するに選択した時点の発注者責任も問われるということになりはしないかと考えているところであります。

③総損害額と責任の所在が明確になっていないと感じますが、所見を伺います。事故当時の幹部職員は全て異動、あるいは退職しています。現担当者はどう判断されたかは分からない。行政は継続とありますが、きちんと引継ぎがされていないようであります。当然私が3月に質問した意図は考慮されずに、当初の設計者の見解そのものが調査結果となっている報告であります。異常降雪と管理責任だけの調査結果はとても容認できるものではないのでしょうか。所見を伺うところであります。

以上、壇上での質問に代えます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、岡村議員のご質問に答えてまいります。最後の最後というお話をされました。ご本人、表明されているので、言ってもいいですよ。本当に長く議場で、いろいろなことで意見も戦ったこともありますし、様々ありましたが、そんな思いも込めて、今回このテーマかとちょっと私は思うのですが、でも一生懸命答えてまいります。本当に最後のご質問でありますので、しっかりと答えます。

傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果についてであります。まず1点目の、岡村議員は倒壊と表現していますが、まさにそのとおりですが、傾斜としている理由です。傾斜と表現している理由のことは、特に傾斜という表現にこだわっているものではありません。他意があるわけではございません。言うならば、倒壊の本当に大惨事につながったかもしれない傾斜と言えはつきりするのですけれども、そこまであまり突っ込まないでください。私は見たままなので、私も見ましたけれども、現場を。すぐ見に行きました。が、傾斜、まさにそのとおり。突っかかっています。突っかかっていますが、これは傾斜。倒壊という表現がちょっと難しいと私は思います。

2点目であります。調査業務の委託先の選定理由、委託内容、委託日、委託期間、委託費、全部答えますが、県内に事業所を有している一般社団法人日本建築構造技術協会の会員であります建築物の構造等に関して高い経験と専門的な知識を有している株式会社建構造研究所に見積りを依頼したところ、設計価格並びに予定価格と比較して、有利な金額を提示いただいたことから契約したと報告を受けています。

大学や研究所などへの委託の考えがなかったかというご質問であります。発注時には考えがそこまで及んでおらず、委託先として検討はしておりませんでした。これが私への報告であります。また、大学や研究所にやった場合に、果たして我々の思いと、大学というのは違う研究したりしているわけです。果たしてそういうことがふさわしいかということも岡村さん、考えてもらいたい。私はそのように、私ですよ、これはそういうふうに思います。なので、私は建構造研究所に委託したのは、何らそれで問題はないのではないかと。そこ

が高い見地がなければ別です。しかし、同業者だからといって何か手を加えたりという、そういうことはないはずですので、そこを私は信じたいと思います。

この南魚沼市民病院玄関ポーチ庇傾斜に係る構造等調査業務委託の内容ですが、1番、構造計画書の的確性の確認。2番、現場監理業務の検証。3番、損傷原因の考察、この点であります。履行期間は6月18日から8月20日までの64日間。委託費は税込みで165万円でした。

3番目の括弧であります。検査結果は、設計等は適切であるが経験のない降雪で融雪機能が低下したため、またはバランスが崩れたため、これが原因とされたということで、倒壊しないことが大前提で主要構造部材について考察されたのかを問うということでもあります。

主要構造物について、構造等に係る調査業務において、荷重計算及び応力計算、断面算定の構造計算上や現場監理業務は適切であったとの調査報告から、建造物の構造自体には問題がなかったことをこの本調査において再確認したところです。庇の構造上、不均衡な積載荷重がかかった際は、柱やはりに大きな応力が生じることとなりますが、設計上におきましては、調査報告にあるとおり、荷重計算や応力計算、断面算定については、適切に設計されており、傾斜することを前提としているわけではありませんので、そのための補足とか補強というものはございませんでした。屋根のサンドイッチパネルの施工において、ボルト止めに溶接を追加施工してはおりますが、屋根全体の固定荷重や積雪荷重などを柱とはりで支える構造でありまして、その施工も補強につながるというのではなく、許容荷重は変わらないものと考えています。屋根の工事のことを言っています。

②番であります。積雪1.5メートル、単位荷重で30ニュートン/平方メートル/センチメートルでの設計は適切であったと考察されたのかということですが、荷重計算は適切な計算がされているとの報告となっています。お読みいただいていると思います。設計に用いる積雪荷重については、県が示した数値は29.4ニュートン/平方メートル/センチメートル以上、これを切上げてまとめた30ニュートン/平方メートル/センチメートルを用いています。屋根融雪を行う場合、積雪量につきましては最大1メートルまで軽減することができるということです。設計当時において、今までにないと言われた昨冬の降雪を予見することは、難しかったのではなからうか。1.5メートルでの設計が適切でなかったとの判断はできないと考えております。

ただし、今後について、やはりこれでいいわけではないと思っております。昨冬のような雪質が連続して降雪する、そういうことも、それ以上にまた降るかもしれない。そういうことを我々、この雪国は新しいその雪の降り方として、恐らくは温暖化による降り方に私は近いと思うのですが、そういうことを想定しながら検討していく必要があると考えています。なので、これまでの堆積雪深とか、そういうことだけで語れない様々なこともやはり想像しなければいけないのではないかと思います。

3番目、異常降雪による融雪設備の機能低下が原因としているが——消雪施設です。どう調査をされたのかということでもあります。今回の調査においては、降雪状況並びに地下水位

の低下から検証していただいています。ご承知のとおり、市民病院が現在建っている六日町地域は連続した降雪時に地下水位の低下が著しい地域——これはそのとおりであります。1月9日から11日の集中降雪時点では、多くの道路や建物、駐車場において雪消しが追いつかないという状況となりました。これは本当に大変なことになりました。病院におきましても、庇や病院本体、そして駐車場に用いている3本の消雪用の井戸からの揚水量が低下し、雪が残る、そういう状況でありました。

庇の積雪深については、倒壊のキャノピーの部分ですが、今回の報告にもありますが、写真からの推定ですけれども、1.7メートルを超えていたものと推定しています。庇、屋根については井戸の水位低下により、駐車場よりもさらに水量が減り、屋根勾配が5%であったということからも、消雪水が積雪の下に、くぐるというか、空間をつくり流れている状態となり、積雪量が増えていったものと考えます。これは本当によくある、私のうちの屋根もそれで融雪をやめましたけれども。逆に手掘りに切り替えましたが、そういうことがやはりあります。ご存じだと思いますが、下が空洞になっているとなかなか登るのも今度はおっかなくなりません。

(4)番であります。再建するためのこの業務委託を7月下旬に発注。補正予算も提案された。破損した玄関の雁木部分についても6月下旬に修繕工事を発注した。まず1点目ですが、この調査結果の原因で共済金が下りるのか。共済金の支払いにつきましては、調査業務委託の内容に関係しないものと考えています。共済金については同じ目的を持った建築物を再建した後に査定を受けて支給されることとなっているということでございます。

②番です。調査結果提出前の7月下旬にこの設計業務委託がされているが、原因を踏まえた再建計画をしなさいということだと思っておりますが、庇の傾斜に係る調査業務の報告は8月20日であるため、設計業務委託を発注する時期、発注時においては、調査結果を踏まえての委託ではありませんが——言われるとおりですが——利用者にとってより使い勝手がよく、より強固なものを目指して進めていきたいと考えて、庇傾斜に係る調査業務の調査結果につきましても、設計業者から確認をいただき、積雪荷重の在り方に反映していく予定です。

市民病院は市民に対して安心安全な医療を提供する責務がある。これはもともとであります。そのとおりです。昨冬の降雪が今までにない雪質での異常降雪であったとしても、気候変動が今までの予想以上に進んでいくとの報道もありますし、私たちが実感していると思うのです。これはほかの論を待たないと思います。これからそうなるのではないかと。今後もさらに異常な降雪があり得ることを想定しなければならないと考えています。

仮に設計費用を省くために、設計上に問題がないので、この傾斜をしてしまった前回と同じ物を建築するということになれば、より厳重な維持管理を行うとしても——例えば議員はそういうこともお話だと思っております。問題がなければそのまま同じ物を造ればいいのではないかと。私には思っているのですけれども、しかしながら、やはり皆の思いです。傾斜したあのキャノピーを見た、庇を見た市民、そしてこの事実を知った市民が不安を持たれる方は私は少なくないと思います。いずれにしても。私自身もそうです。なので、市

民が安心感を持つことができ、より使いやすい庇、安心性のある、そういったものを早期に再建するのであれば、それを目指すべきであると思うし、まさにそうしようと思ってやっています。

3番目であります。総損害額と責任の所在が明確になっていない。所見はどうかののだということではありますが、実質的な損害額については、これは予算のときの質疑の中でも言っているかと思いますが、実質的な損害額については、雁木部分の修繕と庇の再建が完了して一雁木部分は終わっているのですけれども、これは当然その額と共済金額が確定してからの算定となります。今現在は確定した数値を出すことはできません。が、これは致し方ないことでもありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

責任の所在、これは寺口議員からのご質問もあったかと思いますが、これはそのときにお答えしたとおりです。たとえ災害級の異常な降雪状況であって、それが原因としても、私もおわびを申し上げているところですし、遺憾に思っているところではありますが、管理側に配慮が欠けていたという認識、これは否めない。しかしこれだけでもなかった。事象は幾つかあって、それが全て重なった場合にやはり事故というものは起きる。これは通常皆そうだと私は思いますが、誰かだけが悪いということはない。逆の側から見れば、いろいろな原因が所在するのと同じように、本当は事故のゼロ対100もそういうことですが、少なくとも。本当は本来はそういうものなのだと思います。しかしながら、今回の災害級の異常な降雪状況だったとしても、管理側に配慮が欠けていたということは認めざるを得ない。

今後、南魚沼市職員の懲戒処分に関する指針に沿って、例えば私個人とかそういう指針を入れることなく、きちんとした形で対応してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上でございます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

(1)、(2)については議論をしても……ですが、(3)について①でありますけれども、私は構造的に問題がないという、この問題について、つぶさに報告書を見させていただきました。そうした中で、私は放射状の交換柱、要するに腕と書いてありますけれども、その曲がり部分、R部分は高周波による誘導加熱を利用し、熱管曲げ加工をしたもので、母材と同等の品質が維持できるとしている。断面算定は適切に計算されていると判断して、と報告書はなっています。設計図にも私が拡大して読んでみたのですけれども、そのR部分については、超音波探傷試験は対象外だと書いてあります。

しかし、この調査日程がある中で、8月9日に鉄骨請負者の株式会社田村製作所で超音波探傷試験が行われていますが、何の問題もなかったのか、それは書いてありません。何を調査したのかも書いてありません。そして私が素人としてこの構造を見たときにも、R部に、その曲がり部分に荷重負担がかかると、荷重がそこにかかってくると。あるいはモーメントが働くということは一目だと私は思っています。その部分を今度は拡大した写真、あるいは設計図を見てみますと、R部の曲がっている背中には12ミリメートル厚の鉄板——ガセット

プレートというのですが——それが2本溶接されているのです。それをボルトで結んで、12ミリメートルの鉄板4枚で箱状にその柱4本をつないでいるのです。

ところが、そのR部の上部が座屈して私は倒壊に至っていると見ています。このR部の交換、強度が私は不足していると。サイズ不足、それがための補強が何らかの形でここでやられていると私は見たのです。そしてその補強が想定した以上にきた場合の座屈、あるいは倒壊を防ぐ、その配慮が欠けている構造物ではなかったかと思いますが、これについては今日ここで初めて話すのですけれども、そういった考察は問題ないという報告です。私はこの報告書でいけば、倒壊しないという大前提であるとするならば、もっと補強していればというような考察結果が出てもいいのではないかと思ったのですが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

所見と言われていますので、では所見を申し上げます。私としても、私どもとしても、専門家でもありませんし、この調査を依頼したところからの調査報告を見て、信じるしかないと言ったら言葉は悪いですが、それしかないのではなかろうかと思えます。それほど信頼して、お金もかけて、ちゃんと調査してくださいということでやっているわけでありませぬ。岡村議員の見解は、それは今お話なので、聞かせていただきますが、それ以上のことをちょっと私は答えることはできません。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

この屋根の施工に関して、サンドイッチパネルの問題です。屋根のサンドイッチパネルの接合が終わって、支えていた足場、ジャッキを撤去したら、屋根がたわみ、屋根周辺部の不陸が生じたということで、24枚のサンドイッチパネルのボルト接合部に溶接を追加したという報告になっています。要するに鉄板をボルトで結んでおく状態で何らかの屋根ができる形になっていたわけでありませぬけれども、要するに専門語でいうと、ボルト接合というのはピンです。折れ曲がるのです。あるいは四角であれば、幾らでも動ける状況。ところがそれを溶接することによって剛になっているわけです。動かない、要するにラーメン構造——剛というのです。

そうしますと、主要構造部の屋根の床板が自重で下がって、要するに接合部で何らかの形で折れているのです。それが穴の径の問題だとかいろいろ言っていますけれども、屋根周辺部に不陸が生じたということなのです。そのボルト溶接、あとまた溶接してもまだそれが完全に直らなかったと書いてあるのですが、その溶接追加で屋根の板が補強されたために、1つの見方として私は言うのですが、超過積雪に耐えられるようになり、屋根先等のゆがみをキャッチすることができなくなったのではないかと。要するに屋根が通常であれば折れるのです。木造でいえば垂木のはなが折れるという形。そういった形がもしあったとすれば、これはちょっと降ろさなければならぬと、こういう話になるわけでありませぬけれども、そういった補強することによって均衡を保つのがより強くなって、それが主軸の交換、R部の座

屈、倒壊につながったと考えられないかとも私は考えてしまったのです。あの説明を読んでいると。そういう気がしました。

繰り返しますけれども、本来なら想定荷重に対してのサンドイッチパネルの接合はボルト接合で足りる設計だったのです。そういう工法としていたのです。それが不陸が起きたということで溶接したわけです。ですから、荷重超過になれば本来は継手部の変形で何らかを外見からもキャッチできるような異変を感じる。そうすることによって早めに雪下ろしをするというようなことがあり、少なくとも主軸を座屈、破壊させることはなかったのではないかと感じてしまったので、私が調査依頼をされたわけではありませんので、溶接工法を追加したことによる影響の検証というのはされるべきではなかったかと思いましたが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

先ほどの答弁と同じくなります。岡村議員が推察というか、経験もあって、いろいろ考えておられるとおりの結果が出てきていけば、岡村さんも満足されたのかもしれませんが、私どもはそこまでということではなく、調査結果をきちんとやってほしいということに基づいてこの事象は進めて、ぜひとも早く再建をきちんとして、市民の皆さんにきちんと安全なものを提供、1歩進んでやりますよと、その段階に早く持っていきたい。調査委員会をやっているみたいな感じの答弁——果たしてこの一般質問で、ちょっとねと、私としては答えにくいので、申し訳ありません。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

補足をさせていただきますが、今ほどの……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 発言はいらぬそうです。

〔「分かりました。失礼しました」「あとで教えてください」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

私もより安全な物を造るというのは、十分心得ての話で、この事象についての考察がもう少しあってもよかったのかという意味で正しているわけであります。

それから②の降雪状況、雪質等についての問題でちょっとつじつまが合わないと思っているとところが1点ありましたので、お聞きします。要するに高度な解析を行っているという…あります。そして積雪荷重の基準が示されています。短期積雪量は150センチメートル、1.5メートル。最大積雪として、これは短期というのは、約3日程度の継続時間を想定している数値だそうです。そして長期積雪荷重は、これは計算式があるのですが、0.7です。105センチメートル。積雪状態がおおむね3か月程度継続している期間、要するに積んだままの状態だというのが長期積雪と、こういうことになっています。

ところが、一般的に1.5メートル、150センチメートルというと、まだ上げておかれるな、

まだ上げておかれるという感じで、長期荷重と一般的には理解しているのではないかと思います。そして私は先ほど短期荷重が 150 センチメートルと言ったのです。一般的には 150 センチメートルが長期荷重だろうと。そうすると、割り崩してみます。今度は 0.7 で掛けるのではなくて、0.7 で割るのです。そうすると短期荷重は 214 センチメートルになる。そうすると、今 170 センチメートルで倒壊したということでありますので、まだまだゆとりがあるのかと、150 センチメートルで長期荷重をしているとすればそういう形になる。短期荷重であったら、要するに・・・降り、三、四日ばつと降ったとき、それには 214 センチメートルまで耐えられたという記述があるのです。逆に読んでみますと。

そしてそれにはまた降伏点というのが鉄骨にはありまして、要するにそれ以上もたないと、そうすると変形して元に戻らないという数字があるのですが、通常先ほど言った 150 センチメートルの短期積雪であれば、150 センチメートルと想定すると、173 センチメートルです。ところが先ほど言った 214 センチメートルの短期荷重と長期荷重 150 センチメートルだということになると、214 センチメートルですと、247 センチメートルまで耐えると。降伏点までという。そういった計算が成り立つ報告書になっているのです。

ですから、私は何らかの考察が必要ではなかったかというのは、そこを言いたいわけですが、もっと簡単に言わせてもらえれば、短期荷重と説明を受けていたのか、長期荷重として説明を受けたのか。要するに 150 センチメートルまではずっと上げていても大丈夫ですよ、それを超えたら下ろす段取りをしてくださいと、こういうふうに聞いているかどうかという、その辺がこの分かれ目かと思っていますが、どちらでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

その点については、病院の事務部長に答えてもらうことにします。詳しいところになりますので、では、答弁をお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

今の点につきましては、150 センチメートル（当日補足説明あり）で説明を受けていたと聞いております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

今の説明、答弁は長期荷重と 150 センチメートルということであります。そうすると短期荷重で計算すると、214 センチメートルまで大丈夫だったと。降伏点までは 247 センチメートルだと、こういう形になりますので、配慮が必要かと思えます。

もう一点、当初事故の起きたときの報告書、その報告文の中に設計者の見解というのがあるのです。設計者の見解というのは、設計積雪量 150 センチメートル以上が長期にわたって続いたと、そして融雪状況が不完全で凍結層の状況は凍結層が重なってしまい——これは意味が難しいと思ったのは、凍結層が何層にもあったのか、その辺が分かりませんが、

設計荷重以上の状態が続いたために倒壊したと、こういう話です。

要するに設計上の問題はないということですが、私は今ほどの短期荷重、長期荷重の問題、絡めたりしてみますと、実際は 170 センチメートルそこそこが、降り始める前の 1 月 8 日の状況だったと捉えていますので、そういう点では、かなり調査がもう少し綿密に行われなければならないのかと。なぜならば、凍結層、本当に凍結層があったのかどうか。これは除雪した人たちに聞けば、聞き取りすればすぐ分かるわけです。つるはしでやるような凍結層がどれだけあったかということです。それはないと私は見えています。なぜならば、屋根は断熱材で施工されています。そして上は 170 センチメートルからの雪が積もっているわけです。雪の中は零度を下がりません。そうすると凍結はしないのです。その辺がこの報告書にはどう調査したかというのは書いてありません。そういうふうにしますと、私は非常にこの調査というのは、もう少し綿密な形ができなかったのかと考えますが、まず所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

はい、聞かせていただきました。やはり所見と言われても、先ほどのとおりであります。私はここで違う見解を述べることも何かおかしい気持ちもしますし、発注側の、調査を発注依頼して、報告を受けて、そして皆さんの前でこういうことを示している側でありますので、それ以上の所見はございません。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

私は総損害額と責任の所在という話を最後にしましたけれども、処罰してくれとか、そういう重さを持つての言葉ではないと捉えてもらいたいのです。でも総損害額というのは、やはりきちんと、雁木の修復費まで入れた、あるいは今ある仮設の撤去、あるいは除雪費、そういったこと、これにまつわる総額というのはどれくらいだったのかというのは、これはきちんと報告すべきではないかと思えます。

そして私が責任の所在という部分と言いましたけれども、行政の継続性というところからいきますと、やはりきちんと誰が見ても分かるように、そういった形が必要なのではないかと。3 月の議会ではやはり現場は大変なことから、やはり市長部局、あるいは何々部局、そういった横の連絡を取った形できちんとした対応が必要なのではないかとという提案したところであります。時間がそろそろですので、今回のまとめをしながら、感想を述べさせていただいて、最後に 1 点お願いがございます。

今回の調査業務は実際は倒壊している現実をきちんと指摘できたか。これは私は疑問だと思っています。設計、構造計算、監理は適切と判断されていて、問題点は指摘されていません。異常降雪による融雪設備の機能低下が原因としていますが、実態はまだまだ調査すべきではなかったか疑問が残る部分があると思えます。この報告をつぶさに読ませていただきまして、私の感想は、設計・構造・施工・監理・使用者管理がどう機能していれば事故が防げた

かの調査の観点が薄かったのではないかと。異常降雪、融雪設備の機能低下、管理責任を原因に押しつけた結論となっているのではないのでしょうか。事故状況に基づかない書類等の点検、検算の報告で、同業者擁護の報告と言わざるを得ない内容ではないかと感じたところがあります。同業者の仲間意識が働いたと考えるのは私だけでしょうか。

主軸の交換、R部の強度不足が原因で座屈し、バランスが崩れて倒壊したとしたほうがすっきりと説明がつかます。主軸の強度不足が原因と考えれば、そういった考えで調査すれば、どう補強、施工していれば倒壊は免れたとの調査結果が出るはずで、それは再建計画に反映させることができます。設計監理は適切としていながら、デザイン、工法、設計強度を変えて、新たな設計業務委託するという矛盾を犯さないで済みます。要するにきちんと調査が行われて、提言等が出ればということであり、問題ないとしていながら、なぜそういった形になるのかという、この矛盾であります。繰り返しますが、書類の点検、検算だけでは、原因はつかめないでしょう。よくコンピューターの時代、計算間違いは考えられないと、そういった指摘も受けたところでもあります。返す返すも、証拠物件を調査、検証もせずに解体、撤去、処分してしまったことは今思っても残念でなりません。実証実験等で想定荷重等を確かめ、原因を追究すべきで、証拠の保全が第一だと多くの方々から指摘を受けたところでもあります。

最後にもう一点、この報告書で指摘する部分がございます。請負契約の変更が3回行われています。そういった報告になっています。請負期間が平成28年9月29日から翌年1月26日になっておりますが、どういうわけか、翌年の11月30日、林市長誕生まで先延ばしになっています。変更されています。4か月間が14か月間になっているのです。この理由は報告にありません。特殊な建築物と私も当初から言いましたが、想定期間を——要するにできるとお互い契約を交わしているわけです。3回も変えなければならぬほどの難しい工法であったとしたら、奥の深い事件ではないのでしょうか。さらなる調査と原因究明を求めて、私の最後の一般質問にしたいと思って、まとめてみました。

最後の部分だけでも結構ですが、検証して、あるいは聞き取りをしてみようかと思うようなところがあつたら、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

その最後の答えには、できれば最後のやり取りなので、ちょっといろいろなことを話したいとも思っていたのですが、ちょっとそれは約束できません。

ただ、1点だけ、岡村議員。一つちょっと私はここはいかがかと思っていることを1つだけ言っておきます。

今ほどの話はずっと聞いておりました。そういう考え方もあるかと思って聞いています、当然。が、先ほど議員がお話の、同業者間のなれ合い的な、かばいっこみみたいな言い方で、この株式会社構造研究所、こういうれっきとした法人の方——こちらが発注しているとしても。そして一般社団法人日本建築構造技術協会、この会員である。そのことにとっては今の

言い方は少し名誉毀損をする部分がありますので、私はちょっと訂正していただきたい。いくらこの南魚沼市の議会の中での言葉といっても、これは全部に伝わります。これはどういうふうに責任が取れますか。私はこの点はちょっといかななものかと思います。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 傾斜した市民病院玄関ポーチ庇の調査結果について

私はその言葉は避けようとは思って、ずっとつぶさに見ました。何回も読みました。そして逆計算もしたりしてみました。積雪量の問題、そして倒壊した問題、そうしますと、なぜ倒壊したかというところから入ったほうが簡単なのではないかと。まずそれをやって、そして、いや全て基準内だからいいと。基準をクリアしているからいいという問題ではないのではないかと思いますもので、30ニュートン/平方メートル/センチメートル、50ニュートン/平方メートル/センチメートルになったらどうだと、そういった考察が、積雪量だけでも、私の言ったのが間違いであれば、240センチメートルの降伏点までもつという話が本当に間違いであったならば、あるいは短期荷重、長期荷重の問題がどういった説明をされていたか、間違いなく短期荷重で説明していたということであるならば、私はいつでも撤回します。

報告書に基づいて私なりの論を張ったつもりであります。いつでも言ってもらえれば、私の間違いを、こうではないということであるならばですが、一切問題なしというところから始まっているから、管理、ではどれだけ凍結していましたか、本当の積雪量、圧密はどうでしたかと、雪質はどうでしたかということになれば、やはりそれを示していただきたいと思えます。最後の忠告は、私は聞きますが、ここで私は撤回しますという話にはなりません。申し訳ありません。最後はいい子になってと思いましたが、こういうことで私の一般質問を終わらせてもらいます。どうも大変、お世話になりました。

○議 長 以上で、岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時35分といたします。

[午後3時23分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時35分]

○議 長 質問順位19番、議席番号10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発言を許されましたので、専門用語を少なめに一般質問をさせていただきます。今回は大項目2点であります。

1 買い物弱者に対するサポートについて

壇上からは1点目、買い物弱者に対するサポートについてです。皆さんの中にも覚えている方がいらっしゃると思いますが、決まった曜日、決まった時間に音楽を鳴らしながら、食料品をたくさん積んで回って来てくれた移動販売車。私の住んでいる地区までは来ていませんでしたが、すぐ隣の地域までは来ておりましたので、大変印象に残っております。来ていたときは、その音楽を合図に近所の方々が集まってきて買物をされていました。しかし、もう

車の老朽化、もしくは採算が取れないなどの理由でしょうか、現在は見かけなくなっていました。

そこで、高齢化や運転免許証返納、また足が不自由などの理由で日常の買物が難しい市民の救済策として、民間の小売店等と連携した移動販売車を定期的に回したらどうかと思いますが、市長の考えを伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えてまいります。

1 買い物弱者に対するサポートについて

今回、1点、買い物弱者に対するサポートであります。移動販売の話が主になりますが、私は近くにお店がなかったですね、私の今のうちの近くには。なので、子供の頃は、ほとんど親は移動販売車で買っていたという記憶です。どこのうちからも——勧められますから、同じ焼き物の匂いとか、何かそういうのは懐かしいですね、本当に。まだ、そういう時期——子供時代はそうだったということです。スーパーができて、初めて見たのは今の国道の石打のT字路にあるスーパーでしたが、本当にびっくりしました。デパートというものも分からなかったもので、そういうのと混在して——そんな子供時代だったということがあります。

またそういう時代の、似た状況が生まれるのではないかという、多分そういう視点だと思うのです。人口減少、高齢化、車社会の拡大、様々な要因によって自宅の近くからお店がなくなる。本当に買物に行く交通手段が今度はなくなってくるという、そういう循環にあります。食料品などの日常の買物が困難な状況に置かれている人々、いわゆる買い物弱者とか、買物難民という言葉がありますが、そういう方々が増えてくるという問題です。全国的な事象であります。

この対策にどこも頭を悩ませたり、知恵を使おうとしているわけではありますが、この買い物弱者対策としては、移動販売、宅配サービス——最近またちょっと趣向も変わってきたと思いますよね。交通支援、生活支援・買物代行、ネット販売いろいろあるわけです。まずはご質問の移動販売ということに絞ってお話をさせていただきます。

移動販売に対する支援を行っている自治体というのを調べまして、幾つかの実例があります。新潟県内に限って言わせていただきますが、恐らく3自治体あります。補助の額とか補助の率——民間にやってもらうのですね。この大小差がありますが、移動販売の運営経費に対するの支援、また販売用車両の購入費に対する支援が主な中身になっています。南魚沼市でいえば、市からの支援ができて、買物に困っている方々の不便が少なからず解消されるということであれば、とてもいいことだということは間違いないと思います。

ここで、しかしながら、ちょっと問題提起です。2つあるかと思っておりますが、1点目は、まずは、やっていただける事業者があるかということです。塩沢地区では、最近になって1つなくなりました。総務省がこの調査をやはりやっています、平成29年に結果をまとめた

買物弱者対策に関する実態調査というのをやっけていまして、これによると、移動販売や宅配等を行っている事業者——これは抽出したのかもしれませんが 193 者。全国ではもっとあるのだらうと思ひますけれども、ここについて収支を調べたところ、193 者のうちの 106 事業者は赤字。黒字または均衡——均衡というのはとんとん、と答えた 30 事業者も補助金などで赤字を穴埋めしてありまして、結果 7 割にあたる 136 事業者が実質的な赤字経営ということだす。最大の問題は、やはり採算が合うか合わないかということだす、圧倒的に合わないということから、広まらないという現実問題だす。

2 つ目に、一口に「買物に困っている」といっても、実際に何に困っているのか。はたまたそれぞれで異なっている、皆さん違ふという部分もあります。冒頭の私の子供時代は、みんな多分、夜のおかずとか夕飯のおかずとかということだつたと思ひますけれども、今はいろいろあると。逆にそれが多様化している。例えば、交通手段さえあれば少し遠くであつても十分買物ができるという人もいれば、それから近くに店があつても行けない人、日用品だけを調達できれば、まずいいのだという人、近くでも遠くでも自分で買物に出かけて品定めすることが楽しいと思ひ、買物弱者といえどもそういう方もいるかもしれない。いろいろいらつしゃると思ひます。

したがって、必ずしも移動販売車を回すだけで、様々なニーズが満たされるかということでもない、ということも視点の 1 点と考へておかなければいけないと思ひます。つべこべ私言うつもりはないのだけれども、しかしながら、やはり買物弱者の皆さんがこれから増えていくことは、もうこれはそうなつてきていると思ひます。

最近だす、まだ大都市圏だすけれども、コンビニエンスストアが宅配サービスを始めたということがあります。これは非常に注目すべきことかと思ひます。先ほどのネット販売等、そういう形態も出てきますし、食材を届ける、そういう業者の方もいます。これらと相まつていけばいいのかという感じもします。

現在、郵便局も、郵政グループの関連敷地内、こういったところにコンビニエンスストア——これはもう言つてもいいと思ひますけれども、ローソンさんだす。ローソンを出店させる J P ローソン事業というのを開始してあります。これは実はよく聞かされています。今後の展開に非常に期待が持てる事業だと思ひます。

また、スーパーマーケットの大手、原信さん、イオンさんは、最近ネットスーパーを開設してありまして、インターネットで注文すると商品を自宅まで届けてくれるというサービスが始まっています。両方とも私どもの南魚沼市に存在する、そういうチェーン店でありまして。これは南魚沼市でも利用が当然可能でありまして。このような動きにも買物弱者の解決の糸口があると思ひています。今後、研究を重ねてまいりたいと思ひています。

郵便局の皆さんとは、実際にこのたびの上田地区で、全体的にいえば地域包括ケアシステム、こういった一環の中でまちづくり協議会も一緒になつてもらつて、健康寿命を延ばすとかいろいろありますが、この中には買物弱者の問題も我々は想定してありまして、今、郵便局さんとどういったことができるのであらうかという、聞き取りとかも始めてあります。やれる

かどうかまだ分かりませんが、郵便局というか日本郵政さんのほうも、非常にこの地区は雪があつて、大変、医療のことも難しい。こういう地域にあつてローソン事業というか、これと一緒に進めていくことができれば、非常にいいモデル地区になるのではないかと思います。

これらが前に出ていくと、今、塩川議員のご質問の、少しだけ助けになっていく状況が生まれたり、少なくとも将来の新しいモデルになっていくようになっていただければと思っています。いるところです。まだ、今そういう協議を開始したところであります。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 買い物弱者に対するサポートについて

市長が今おっしゃった総務省の調査を、自分もちょっと拝見させていただいて、7割の方々が大体赤字だということを見たときに、やはりずっと続いてこなかったというのは、そこに原因もあるのだらうと思います。

今のお話で各郵便局——郵便局は地域に根づいた拠点でありますので、そこでお店が出れば、その辺は非常に困っている方々は助かる部分もあると思うのです。今まで南魚沼市として、買い物弱者がどこにどれくらいいるかというのを把握する調査とか行ったことはありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 買い物弱者に対するサポートについて

これは今、分かりました。まだ調査はしたことがありません。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 買い物弱者に対するサポートについて

県外ですけれどもよその地区を見てみると、買い物弱者マップというのを作っている自治体がありまして、そういうところを見える化すると、どこが困っている方がいっぱいいるかというのが見えてくると思います。もし、結構な手間もかかると思うのですけれども、その調査を1回してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 買い物弱者に対するサポートについて

今ほど言われたばかりですので、するかしないかは、ちょっとここで明言は避けませんが。ただ、やはり今話してきている内容と矛盾してしまうので、やはり調査なり全体像をつかみ出すことは、作業としてやっていかなければいけないプロセスでなかろうかと思うので、十分検討してみたいと思います。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 買い物弱者に対するサポートについて

南魚沼市でも、社会福祉協議会さんのなじょもネット、あとシルバーさんも買物代行とかされていると思いますけれども、高齢者の方というのは、自分で物を見て選びたいという方も結構いらっしゃると思います。認知症予防にも、自分なりに物を見て選んで購入するとい

うのは、非常に役に立つのではないかと思ったりしております。

自分がちょっと見たのは、名前を言ってしまいますけれども、セブンイレブンさんが移動販売されているという話を耳にして調べたら、少し古いデータでしたけれども、新潟県内、まだ4台しか配備されていないというようなことであつたのです。

ですので、そういう大きいところがやるしかないのかと。一般の小売店さんに元を取るまで頑張ってもらうには、それなりにそれまでバックアップしなければいけないし、やはりそれだけで売上げを伸ばしてというところが、想像がちょっと難しい部分もあります。こんな質問しながらあれですけれども。

市長が今まで答弁の中でも、これからちゃんと調査して、そういう買物弱者の方々に手を差し伸べるというような前向きな答弁でしたので、このぐらいにさせていただきたいと思えます。

あともう一つ、中小企業庁の車両購入補助ということで、小規模事業者持続化補助金というのがありますけれども、これも多分上限は50万円しか出ないので、車を用意したり準備するにしても、ちょっと難しい部分があるのかと思います。市内のどこら辺に、どのくらい買物に困っている方々がいるかをしっかり調査して、また各郵便局さん、ローソンさんとかと提携しながら、前に進んでいただければありがたいと思います。

2 市職員の職場環境について

それでは、2番目の項目に移りたいと思います。市職員の職場環境についてです。

近年、情報化や国際化が進み、急激に社会情勢が変化する中、仕事や職場環境に関する不安やストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。心の健康問題が労働者、職場及び社会に与える影響は大きくなっており、労働者のメンタルヘルスについての関心は極めて高くなっています。

地方公務員の職場においても、メンタルヘルス不調によって長期の療養を必要とする職員は年々増加傾向にあり、地方公務員安全衛生推進協会発行の地方公務員健康状況等の現状によると、令和元年度の精神疾患による長期病気休暇者率は10年前の約1.4倍、15年前の約2.3倍に増加しているそうです。このような状況の中、本市においても、日々の業務の中で精神的に疲弊し、退職または退職する職員がいるということを以前から聞いております。それに輪をかけて、新型コロナウイルス関連の対応で激務をこなしている職員も多いと思います。現在の状況と今後の職員に対するメンタルケアや職場環境整備についてお伺いたします。

○議長 市長 市長。

○市長 2 市職員の職場環境について

塩川議員の2つ目のご質問に答えます。市職員の職場環境についてということでございます。お話のように南魚沼市では、昨年度から続いております新型コロナウイルス感染症への対応に膨大なエネルギーを投入しています。昨年ほどどちらかというと、というか、最初、始まりは、経済対策支援に係ることが非常に大きかった。それだけではありませんが、保健課も含め商工観光課が特に中心に、非常に大変な状況でありました。これは見ていて忍びない

ぐらいの状況でありましたし、よく頑張ってもくれています。

加えましてしばらくは、まだ終わっておりませんが、新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種のこと、ここが大変な状況であります。特にワクチン接種に係る業務が始まったことで、状況が厳しくなっていると思います。通常業務に加えて——通常の業務がありません。加えて、会場の設営——様々な気づきやいろいろなことがあります、人材確保、ワクチンの調達、市民の皆さんへの周知、接種券の発行、そして接種記録の入力——これが大変、また夜遅くまでかかるということでもあります。またその整理など、とてもここで職務内容を私が挙げ切ることができないほど、たくさんの業務があるわけでもあります。

市民の中からは、何時まで電気をつけておくのだという、思いやつの言葉も含めていろいろありますが、私のところには本当に来ておりました、私もそう思っていました。多様で大量の業務を遂行してきています。準備段階の3月から集団接種が一区切りとなった8月まで、優に半年間は、言葉が過ぎないのですけれども、まさに未曾有の激務を続けてきている職員が多かったということでもあります。

この任務の特徴は、ただ職員の人数が多ければいいということでは必ずしもなくて、やはり核となって、その中心で采配を振るう集団がどうしても必要であります。それはかなり限定された職員になってしまうということでもあります。このため、本当に私としては申し訳なく思っていますが、1か月の時間外勤務時間が200時間に及ぶというような職員も出てきてしまう事態が実際に起こってきました。

職員の健康管理は、私の責任上も含めて最大の重要課題であります。即戦力となる応援職員をほかの部署から、これは切り取って送り込ませていただいて、少しでも1人当たりの負担を軽減する対策を実施してきたところでもあります。国からのワクチン供給が思うように進まない中ではありましたが、接種率もおおむね見込みどおりの水準に達して、現在、ようやく峠を越えたかと、峠を越えただけですけれども、という状況であります。

また、余裕人員が全くないという状況。よく皆さんも言われると思うのですけれども、あれだけ職員がいてという言い方を市民の皆さんはする方が結構多いのですけれども、実際にここでいろいろな仕事をやらせてもらう立場になって思うのは、余裕人員が全くないというのが、すごく感じるところです。

やり方とかもいっぱいあると思うのですが、本当にもう少し欲しいというところがあります。これは合併後、職員をどんどん急激に減らしていったという、少し後遺症もあると思っていますのですけれども、そういう状況。応援職員を出したそれぞれの部署は、さらにその職場が一丸となって穴埋めしてくれまして、この大事業の遂行を応援し続けてくれています。借りてきた職員については、早くその現場にまた復帰をさせたいわけでもあります。まさに全庁を挙げてやってきていると思います。これが現在の状況であります。早くここを脱したいと思っているわけでもあります。

職員のメンタルケアの問題です。時間外勤務が月45時間を超えた職員に対しては、疲労蓄積度自己診断チェック、こういうのをやっておりまして、疲労・ストレスの蓄積が見られる

職員——実際にいます。産業医のお医者さんの面談を行ってもらっています。そして、それとは別に、産業カウンセラーによる面談を年6回実施しております。職員のメンタルヘルス対策にそういった形で努めているところであります。

ストレスチェックは毎年実施しております。職員自身のストレスへの気づきを促して、感じていなくてもストレスがたまっている人間というのがあります。メンタルヘルス不調の未然防止につなげるよう取り組んでおります。さらに、ストレスチェックの結果については、集団分析を実施しています。所属ごとにおける職場環境の見える化を行いまして、職場環境の改善につなげていきたいと考えています。

職場環境の整備については、毎年7月を安全衛生強化月間と位置づけていまして、職場環境の見直しに取り組んでいます。職場チェックシートなどによる職場環境の確認、衛生委員会というのを立ち上げているのですけれども、この皆さんからの職場パトロール、これらを行うことで、改善に向けた提言、また要求を取りまとめたりしながら——これは私のところに全部、全て上がってきますが、それぞれ所管課に伝えまして、対応できるところから具体的に対応していこうということで、改善につなげているところであります。

今後も、職員が心身ともに健康で元気に職務を遂行できるように、職員のメンタルヘルス対策を充実させて、働きやすい職場環境づくりに努めていきたいと考えています。

市長職となりまして、全ての職員の上に立つのは私でありますので、その中で1人でも欠けることがないように、これは自分の自戒も含めてやっているつもりですが、誠にそれを超える難儀が、今、降りかかっている状況にあることを、皆さんから、ぜひ、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 市職員の職場環境について

市長の今の答弁の中で、人員を増やせばいいというものではないということは、度々おっしゃっているのですけれども、今の職員数と現在の仕事量のバランスというのはどうお感じでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の職場環境について

質問させてもらいます。全体のことを言っているのでしょうかね……（「全体です」と叫ぶ者あり）今の新型コロナの対象とかではなくて全体……（「全体です」と叫ぶ者あり）

私のほうの後に、人事を担当している部署から発言してもらいますが、私の思いから先に言いますと、いろいろあると思うのです。効率的にやればもっとできそうだと思うところもないばかりではありません。

そして、やはり全体で取り組むという気概に満ちてくれている職員だと思っておりますが、1点、私のところに上がってくるのは、どれも人数は完全に不足しているという、省庁の概算要求みたいなものですね。物すごい形で不足感を訴えてこられています。今日午前中です

か、梅沢議員とのやり取りの中で保育園のこともありました、まさにそれを真に受けて、毎年組合の人ともやっているわけだし、職場の本当にそれぞれの声も来ているわけだし、やっていますが、なかなかそこに追いつくほど人員を配置できないというのが本音のところがあります。切ないですが、一足飛びにはなかなかいかないという状況です。

しかし、私の感覚としては、これ以上合併後の職員をどんどん減らしたという状況はストップさせて、必要などころにまた手配をしていくということが、これから目指すべき姿だと私は思っているところであります。予算が伴いますから。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 市職員の職場環境について

市長のほうから合併後の人数ということで出ていますので、端的にそういった数字を申し上げると、今決算書の話あまりしないほうがいいのかもしれませんが、決算書の中にある数字ですけれども、目的別給与費明細書ということで、職員数が出ているのですけれども、合併した当時、平成18年、一般職ですと747人という数字でした。今年の決算書を見ていただくと、その数字は611人まで落ちています。これは当然、機構の改革を含めた、機構改革がないとこの数字は当然できません。

また、今年取り組んでいるRPAとか、そういった機械化というか、オートメーション化できる仕事を見つけながら、人が本当に直接対応しなければいけないところに人を振り分けるということをしながらも、この数字になっているわけですので、なかなか市長が申し上げたとおり、各課においても、現在のところはかなり厳しい状況で業務をこなしているということだと認識しております。

以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 市職員の職場環境について

聞かせていただきました。本当に自分もこういう議員という立場になるまでは、市の職員さんの仕事の内容と量というのは、なかなか肌で感じることはできませんでしたけれども、実際、ましてこのコロナ禍、新型コロナウイルス感染症の関係の激務をこなしている方々の姿を見ると、本当に大変だなと思います。やはり現場の声をちゃんと聞いていただいて、予算の上で問題もありますけれども、ここはというところには手厚く人員を配置できるような体制が取れば、ありがたいと思います。

あと、市の職員さん、仕事もそうですけれども、立場的に外で——今ましてコロナ禍なので、ストレスの発散をどうしているのかが、すごく気になっているところです。あまり表立ってしっかり飲みにも出られず、今ちょうど2週間出られない状況ではありますけれども、周りが出てもいいよと言っても、なかなか自分たちから出ようという意識にならない部分があるかと思うのですけれども、その辺、市長からバックアップみたいなのはありますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市職員の職場環境について

そう言っていたら、気持ち的にうれしいと思って感じて聞いている職員が多いと思います。認めていただいているということでは。

ただ、やはり公務員たるもの、果たすべきですね——これは偉そうに言って申し訳ないですけども、訓示なので多少偉そうに言わないと訓示になりませんので、よく言っている言葉の中に、最後によるべき——いろいろ市民の皆さんからいっぱい言われます、はっきり言って。いろいろなご批判とか、中傷もあるし、いろいろあります。市長職もそうですし、議員もそういうところはあると思います。

しかしですね、今回はっきりしたのは、最後によるべきところは、自治体であれば市役所です。という気概を持ってみんな頑張ろうということ、私は訓示等でも言わせてもらっていますが、職員も胸に届いているところはあると思います。しかし、それ以上に折れそうなこともいっぱいあるので、大変だと思いますが、何としてもワクチン接種が終わって、どこか光明が先に見えなければ、人間はそんなにずっと持ちこたえることはできないと思うのです。

なので、できればワクチン接種が終わったら、いわゆる社会生活を取り戻していく。これは一般の市民の皆さんもそうですが、早くそういうときを一緒に迎えていこう。それが最大の喜びであって、そしてそうであってほしいし、そうなることは近いと思って信じてみんなで、声かけしながら助け合って頑張っていこうということでやってくれていると思いますので、ぜひとも、そういうことで。

今現在、今日急にどこかに発散に行けと言ってもなかなか行けないと思いますので、よろしく願いいたします。そう思って見守ってやってほしいと私は期待しております。

○議 長 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 市職員の職場環境について

残業を頑張っていたりしている方たちは、定期的にカウンセラーさんから話を聞いていただいたりしているというところが聞きましたので、安心しました。

最後に、少し質問から外れますけれども、先ほどの市長の答弁にもありました。昨日の市長答弁にもありましたけれども、市に対して市民からの意見や苦情がとて多く寄せられることがあるということを聞きます。今日、世の中全体が、非常に生きにくい接着剤の文化になってしまっている気がします。壊れるか、取れるか。昔はのりしろの文化だったと思います。剥がれたら貼り直せばいい。SNSの匿名の誹謗中傷もそうですが、もう少し世の中がおおらかに生きていけるようになることを願って質問を終わります。

○議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を4時20分といたします。

[午後4時06分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。傍聴の皆様、ご苦労さまです。

[午後4時20分]

○議 長 本日の会議時間は、質問順位20番までといたしますので、あらかじめ願

いをいたします。

○議長 長 先ほど、議席番号 13 番・岡村雅夫君の質問に対して、市民病院事務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 大変貴重なお時間をいただいて申し訳ありません。先ほどの岡村議員のご質問で、積雪深につきまして説明申し上げましたが、言葉足らずでちょっと誤解を与えかねない発言がありましたので、おわびして補足説明させていただきます。150 センチメートルということで説明させていただきました。150 センチメートルは変わりありませんが、短期積雪ということで、説明が不足しておりましたので、おわびしてこちらを補足で説明させていただきます。

以上です。

○議長 長 質問順位 20 番、議席番号 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 通告に従いまして、一般質問をさせていただきますが、それこそ、傍聴の皆さん、本当に忙しいところ大変ご苦労さまでございます。私も 20 年間議員をやっていますけれども、傍聴者がいるのは町議会議員になった最初と今回初めて。それまでは何回もやったけれども、いません。ですから、今、私の気持ちはちむどんどん。これは 3 月に言いましたけれども、沖縄の方言で心がわくわくするという、来年 4 月から朝ドラで始まるドラマなわけです。ちむどんどんの気持ちで一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。議員になって 20 年たちますが、この間に何回も質問していますが、最後の大口りというのは初めてであり、先ほど言いましたけれども、本当に気持ちがわくわくしております。

1 林市長の政治姿勢について問う

今回は大項目 2 項目で質問させていただきます。最初は人口減少による林市政についての思いを質問させていただきます。総務省が発表した国勢調査速報によると、2020 年には 10 月 1 日現在の新潟県の人口は 220 万 2,358 人で、2015 年の前回調査から 10 万 1,906 人減少し、減少数は過去最大となりました。減少数は、北海道に次ぎ 2 番目の多さであります。当市は前回調査から 3,692 人減少し、3 月末現在では、5 万 5,000 人を下回りました。合併した当時の 6 万 3,329 人から比べると、この 16 年で約 9,000 人減少したことになります。今後も人口減少が進み、2030 年には 5 万人を下回り、2045 年、令和 27 年には 4 万人を下回るとされております。

林市長は就任 6 年目を迎え、市政運営に積極的に取り組んでいることは承知しているが、予想を超える人口減少や少子高齢化は、社会・経済・生活環境などに大きく影響しております。加えてコロナ禍により、これまでにない変化が生じ、市の将来について大きな不安を抱いている一人でもあります。

第 2 次南魚沼市総合計画の将来像である「自然・人・産業の和で築く安心のまち」の実現に向けて 4 つの基本理念を挙げて取り組んでおりますが、以下の 3 点についてお伺いいたし

ます。

1番、人口減少、少子高齢化対策への今後の取組はいかに取り組むのか、お伺いします。そして、2番目です。南魚沼市の基幹産業は観光と農業です。その観光と農業が今最大の危機になっているような気がしています。その取組についてお伺いいたします。次に財政運営について伺います。財政運営はたまたま数字——財政計画が机に上がったときはびっくりいたしました。今後まだまだ大規模事業がなされる中で、今後の財政についての取組について、お伺いさせていただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、阿部議員のご質問に答えてまいります。

1 林市長の政治姿勢について問う

林市政の政治姿勢について問うということでもあります。1点目の人口減少、少子高齢化対策の取組はいかにということですが、誠に大きいテーマですね。全部は答えきれませんが、はっきり言って。最初からかぶとを脱いだようなこと言って悪いのですが、私は今後、次回の——多分あると思っていますが、次回の一般質問のときに、人口減少と少子高齢化とたとえ一つ言っても、少子化問題と高齢化問題は横断的なこともありますけれども、基本的にいろいろある。このことでテーマにされると、やはりなかなかどうのことを質問してくるのか、期待されるのかということも計りかねていて、一番自分として答弁で大変難しいのは、この問題を全般的な形で聞かれたときです。なかなか私が頑張っても、そここのところではないのだと思われるかもしれないので、触れるかどうか分かりません。

なので、第2次南魚沼市総合計画後期基本計画、令和3年3月になったものであって、この中で第2期総合戦略にあたる戦略プロジェクト、ここにやはり基づいて脱線しないように話していきますが、全て言っていると終わってしまうのです。なので、かいつまんで4つの政策の柱からいって、その後、具体的な例をちょっとだけ述べさせていただきます。あと、足りなかったらまたご質問いただきたいと思いますということでございます。

その中で4つの政策分野、これは基本目標があって、その中に17の基本プロジェクトを位置づけています。地方創生・人口減少の克服に取り組んでいきたいということで、産業振興の分野から見た場合には、稼ぐ力を創出していく。そして、地域ブランド力の向上を図っていく。

そして、移住定住の分野では、交流人口・関係人口の創出、地域資源を生かした質の高い観光交流、加えて将来的に移住を決めるきっかけとなる機会の提供など、きっかけづくりをつくっていくということも含めて魅力発信していく。

子育ての分野でいうと、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、南魚沼らしい教育環境の整備、こういったことを取り組んでいく。そして、全員活躍のまちというのを掲げていて、この分野では、生涯にわたって生き生きと活躍ができるよう、健康寿命の延伸を目指した健

康・医療・福祉、これらの政策を展開していくということをうたっています。うたうのは大きく言うのですが、誠に事一つずつが大変な課題ということでございます。

具体的な取組を若干言ってみますと、近年の出生者数の低下——新型コロナウイルスでまた出生率が下がると私は見ていますが、危機感を持っていることから、今年、出産応援緊急5か年事業、例の出生のお祝い金制度をつくりました。これは第1子12万円、第2子に15万円、第3子以降20万円。これは国内でもトップレベルということですが、これによって本当になるかどうか分かりません。そんなにかくも簡単ではないと思いますが、しかしエールとして送って、議会からのいろいろな要望もありました。これに応じていったつもりです。これらでどういう展開になるか。そして、これから5年間に限定してやっていく。最初から言っているとおり、5年やったらやめるという意味ではございません。さらにこれでも駄目なのか、これでも駄目なのかというチャレンジは続いていくのではないかと考えています。

地方創生推進交付金事業を取り組んでいます。みらいの雪国を創る人材育成及びしごと創生事業に取り組んでいます。一番言いたいのは、南魚沼産品のブランド化による競争力の強化、雪をはじめとする地域資源や首都圏とのアクセスのよさを生かした、関係人口を増加させる、例えばリモートワークの推進などもこれに入ってくるかと思っています。

また、今日お昼においでいただきましたけれども、松井利夫様。松井さんからの多額のご寄附8億円。これにより積み立てました——これは松井さんの非常に志でもある、思いでもある人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金を創設していますが、これの具体的活用を開始していく。開始を既に行っている部分もあるのですけれども、これからいよいよ始めます。新たな事業の展開による移住者の増加を強力に推進していきたいと考えております。

しかし、道はやはりやり方はいっぱいあるので、どういったところからというのはあります。これら新たな取組に変革していくことで、南魚沼市の魅力向上、そしてブランド力の確立につなげていきたい。経済的な活力のある好循環、そういったことが生み出せる、強いては人口規模の維持につなげていく。

人口は減っていきます。いくら言っても減っていく時期は続きますが、その先にある、また過程も含めた、そのときに維持可能な地域社会をつくっていかねばなりません。いくら人口問題を言っても始まらないと思いますので、具体的に何をやっていくかということ、やはりそれは課せられている責務だと思っていますので、取り組んでまいります。

以上です。

違うな、2番、失礼しました。農業です。農業も、もう釈迦に説法になるので、あまり言ってもしょうがないと思うのですけれども。しかしながら、何といたっても南魚沼産コシヒカリのブランドを維持していくというか、高めていくか。ブランド力の確立というのは、私はいろいろな方がいろいろなことを言うかもしれませんが、確立されたと思います。

今、ふるさと納税は全国約900ぐらいの自治体があります。違いますね、市だけで850ちょっとかな、あるのです。そして町村まで入れれば1,700ぐらい数がありますが、ほとんど

のところ取り組んでいます。うちの市は昨年度 27 位です。北海道と九州に上位は集中しているのですけれども、北海道と九州の一部を除くと、北陸まで入れた——いわゆる北海道を除いた東日本を全部入れた中で、当市は 3 位です。最高 100 億円を超えている自治体が 3 つほどありますが——九州、北海道に 1 つずつあるのですけれども、この数字を見て米の分野では、申し訳ない、言葉が過ぎるかもしれませんが、断トツで 1 位だと思います。

これをもって、まだ確立されていないと言うほうがおかしくて、私としてはブランドは確立されていると思います。なゼルイ・ヴィトンを選ぶかという、よく話があったりしますが、そういうことだけではないです。当市のお米は食すわけですね。なので、ブランドの確立に負けない、そういったことを維持発展させていく、その不断の努力が必要だと思います。これは、取組はいっぱいある。行政がすべきこと、民間がすべきこと、農家の皆さんが心がけなければいけないこと、様々ありますので、これらを含めてやっていくのが、行政にできることはどういったことだろうか、やっていくべきだと思います。米どころを維持していくと、特A評価を下げないという頑張りも、当たり前のことでありますがやっていく、ということかと思っております。

観光に移りますが、観光につきましては、南魚沼市は観光全部で言いますと、年間 390 万人。これはコロナ禍以前です。これは約 3 割が冬季のスキー観光によるものでした。しかし、スキー観光産業は様々な気象などの影響も受けます。これは誰も知っていることです。そういうこともあります。安定した観光振興を図るには、様々な取組が必要でしょうと思います。四季を通じた観光誘客というのもあります。スキー場自体が、もう四季観光がなければできないと言い出していますし、全国ずっとそういう流れがあります。冬を磨き上げることは、まず一つ、第一義。そして 2 つ目としては、夏の観光をやっていく。

国際的なアルプスの観光地、当市の姉妹都市であるセルデンも、夏の観光の伸びが著しいということを見ても分かるかと思えます。取組いかなであると思っております。DMO 候補法人の動きも出てまいりました。様々あります。自治体の境界線を越えて連携していける、最も一番先頭を行けるのは、マグネット的な、これはリーディング産業ともいわれている観光、ここが第一等だと思います。そこには農業も入り込みますし、人流もあるし、様々なことが語られていきます。ここの辺りが、私どもの目指すべき姿、力を入れるべきだと思います。

財政運営に入ります。財政健全運営に取り組んできております。議会初日の第 15 号議案で、健全化判断比率で説明したとおりであります。こういったところで数字は格段に上がってきています。実質公債費比率も将来負担比率も非常に数字はよくなってきていますが、しかし、説明しているとおり、これから様々な大型のプロジェクトが予定されています。これらの中でそういった伸びが多少鈍化したりということは当然ありますが、これらも踏まえた上で財政計画をきちんと立てていく。

今回、全員協議会も予定されています。この中で第 2 次財政計画に基づいて運営を進めてきたところですが、今ほど申し上げましたような事象等も取り入れて、当たり前のことであ

りますけれども、この中でこれを第3次財政計画として策定する。この説明を皆さんにさせていただき、ぜひともまた一緒に取り組んでいてもらいたいと考えているところであります。

随分、市の負債も返金してきました。そして通常でいえば、投資的な事業にはほとんどなかなか力をかけられない状況がありましたが、しかしながら、幸いにして私がよく言う第二の財布。非常に緊縮的に頑張っただけで目標数字をつくってやっていく、市本来の財政の部分、これは手を緩めるわけには当然いきません。そして我慢もしてもらいたいところもあるかもしれませんが、一方で、幸いふるさと納税返礼品制度に取り組んでいる当市として最高の順位、この中で積み上げている様々な基金の部分で、いろいろなことにチャレンジもしていける。加えて、松井利夫さんのまた出会いもありまして、いろいろな意味でそういったことにチャレンジしなさいというエールも頂いている。こういったことを生かしてやっていくには、非常に恵まれている状況だと思います。

一方で気をつけながら、しかし一方ではやるべきことをやりたいということも含めて財政運営とっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

分かりました。人口減少、少子高齢化ということになると、非常に幅広く本当に大変な問題になると思ひます。そうした中で南魚沼市が、令和元年度にまちづくりのアンケートをつくりました。これが第2次南魚沼市総合計画、本当にこれは立派にできています。これは何回も私、見させていただきました。

そうした中でまちづくりのアンケートの中で、暮らしやすい、暮らしにくい、また住みやすい、住みにくいと、そういうアンケートが調査されています。その中で、暮らしやすいが6割、暮らしにくいが2割、あと住み続けたいが5割、将来市外に移りたいが約2割で、その傾向がまた高くなっているのだそうです。そして一方、まちづくりの現状評価ということになると、心と体の健康づくり、先ほど市長も言いました子育て環境の充実、また学校教育の充実などがここで一番で5割ぐらいになっていますが、そういった中で、暮らしにくいのが2割であります。本来ならば、暮らしやすいというのがもう少し6割か7割ぐらい私はいって、暮らしにくいというものが少なくなればと。私はずっと長年70年もいるので、私は住みやすい最高の南魚沼市だと思ひているのです。そういった傾向がもっと上がってほしいと思ひますが、市長はこういったアンケート調査を見て、どういうふうに感じられたか。その点についてまずお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

手元にそのアンケートの表があれば、しゃべりやすかったですけれども、まあいいのですけれども、見ていますが。アンケート調査に私が茶々を入れるとかそういうことではない

のですけれども、やはりアンケートというのはそういう数字が出やすいと思うのですね。例えば、私も住みやすいかどうかと言われて、時には住みにくいと思ったり、住みやすいと思ったり、肯定する力が強く働くときは、いや、住みやすいと人には言うし、いろいろあると思うのです。率直に皆さん、答えているので、それがそのままの数字なのだと思いますが、できる限り、住みやすいと思われる。そして例えばですけれども、雪を苦しいと思うだけの扱いの存在ではなくて、雪を肯定できる。そういうふうな地域になっていくと、住みやすいという方向に多分数字は変わっていくだろう。だから、雪のことに取り組んだりもしている。様々あります。

だから、やはり雪のナンバープレートで残念だった結果の話をよくして、くどいと言われるかもしれませんが、あの自分たちの持っている地域資源を肯定できなければ、何やったらその数字になる、と私は思うのです。なので、そういうところから変えていこうという気持ちです。これらが総合計画の中にいっぱいあふれていますので、別に雪のことだけではありません。いろいろやっていかなければいけないと思います。ちょっと答弁になったかどうか甚だ心配ですが、そんな思いをしています。なるべくその数字がよくなっていくように目指していくことは当然のことだと思います。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

分かりました。何といってもやはり、我々が本当に住みやすいという、市長、また執行部にしても、南魚沼市は住みやすいという強い思いを持っていかないと、当然やはり南魚沼市の発展も、私はないと。私も長年 70 年以上住んでいると、雪が降ったり、そして春になったり、夏になったり、景色が変わったりして、本当に私は最高だと思っています。そして、若い皆さん方もこの四季折々の南魚沼市に本当に一人でも多く定住者が来ていただければ、本当にありがたいと。常々自分のうちから、金城山から巻機山、谷川岳を見ながら、そういうふう感じております。

そうした中でそのアンケート調査の中でも人の、定住人口の流れがあります。令和元年に転入者が 1,594 人、これは令和 7 年度の目標は 1,594 人を目標としています。何人でもありませんけれども。そして令和元年の転出者が 1,951 人、令和 7 年度の目標は 1,847 人です。そして今度 20 代になりますと、20 代の転出者が 246 人、転出者は令和 7 年の目標とすると 180 人ぐらいに抑えていきたいと。とにかく南魚沼市から若い人が出ていかないと、そこに住んでもらいたいと。そういう目標でありますけれども、この転出者が今社会・・・まで出ているわけですけれども。1,951 人ということは、非常に多いと私はこれを見て思うのですが、その数字、市長はどのように感じられるか。多いのか、仕方ないのだという見方ですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

転出者の数が多いということはどう思うかというご質問だと思うのですけれども、これは全部ですね。ここから出ていかれる方の数字全部。だから、中身をよく吟味しなければ分か

らない点もあるかもしれませんが、総体的にいて、高校3年生の話をよくしますけれども、ほとんどが出ていくわけです。

だから、それは……出ていかなければいいですが、出ていってもまた戻ってくるという、そこもやはりカウントをよく見なければいけないと私は思います。ここにやはり学校があまりありませんから。ないとは言わないですよ、上位の学校は。やはり出ていくという人が多い。その数字の中で一番着目したいのは、やはり帰ってくる率。これを見なければいけないと思いますし、はたまたその中に、住みにくいので出ていくという人がその数字を占めないようにやっていくしかないかと思います。そのぐらいですみませんが、よろしく願います。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

本当にこれは、なかなか口で言っても確かに大変な私は問題だと思っていますし、やはりこの南魚沼市の魅力を感じていただかないと、なかなかそういった転入者が少ないと思うのです。そうした中、第二上田で保育園がなくなったり、第二上田小学校が閉校して空いています。これはもう2年たって——早く誰かが入ってきて、そしてとにかく活気になっていただければと思っていますが、ときどきグラウンドへ行ったり、そして教員の入り口だとか、たまに巡回しているのです。やはり寂しいですからね。そこで、第二上田小学校の教室から眺める巻機山から谷川岳のずっと景色は、最高ですよ。

もちろん雇用が一番あって、それこそ人口の増加にもつながるし、……にもつながると思うのですけれども、そういった若い人たちが、この地域に住みやすい環境づくりも一番大切ではないかと思っています。ですから、その学校の教室を利用して、そこへ市内の若い人ではなくても、県外でも多くの方から入ってきていただいて、こういった学校を利用する市営住宅もありますよ。そして私は、そういった方が来て農業もしたければ、畑も提供しますし、田んぼも貸します。そして一緒にやってできればいいと、ときどき思うのです。本当にそういった思い切った政策に取り組んでいかないと、ただただ雇用だの、入ってくればいいなどとばかり言っても、そうなかなか簡単にいかないと思うのです。そういった何かすごいアイデアが市長ありましたら、俺はこういうことを思っているのだという、あったらちょっと聞かせてください。

私は今、学校跡地を——これから石打小学校もそうですよ。トレーニングセンターがあったり、スキー場があったりしてすばらしい環境に恵まれていて、そういったところに東京から若者が帰ってきて、住むところがなかったりということになると大変ですからね。そういった環境をつくることも大切ですから、その点について聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

閉校になっている学校の利用ということだけを言っているのではないのですけれども、先ほどから言っている松井基金を使って——松井さんの寄附金に頼るだけではないのですよ—

—含めてそれを元手にしながらやっっていこうと思っている。まさにリゾートオフィス・田園都市構想か、こういったものの考え方の中にはまさにそのとおり。その場所として学校の利用ということも含めて今後も計画に入れていくのであるか。

もしくは先ほど言った、住まいとしてやるかどうかはちょっと分かりませんが、昔だと製造業の企業に来てもらって、そしてそこに雇用されることが一番企業立地というか、そういうことでしたよね、イメージは。しかし、今ちょっと違ってきている。もちろんそういう方々が来ていただいてもいいのですが、それ以外の様々なことがあると思っているのですね。これを機会あるごとに様々、いつも思いながらやっていることは事実であって、またぜひアドバイスしてください。私だけのアイデアではできませんが、私の思っている思いの中では、松井さんの言っていることは、まさにそういうことであろうと、一つには、と思っています。

これらが有機的に結びついていって、やはりやっっていくということだと思っています。まさにそういうことなので、これからちょっと、さっきの沖縄の何どんどんでしたかね……（「ちむどんどん」と叫ぶ者あり）そういう気持ちに阿部さんになるときが近づいていますので、ぜひともまた、そう思っやらなければできませんからこの仕事は。一緒に取り組んでももらいたいと思います。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

先ほどの話になりますけれども、市営住宅の資料をいただきました。市営と県営があって、327 あるのです。その中で 18 歳以下の子供のいる世帯が全部で 733。パーセントにすると 27.6%もいる。そうした中で 5 歳以下の子供がいる世帯数ですが、これが 4.5%いるのです。そういった若い人だっってこういうところに大勢——まだ市営住宅に入りたかったという人がやはりいると思うのですね。

ですから、こういうとにかく若い人たちから——先ほど 12 番議員の高齢者の住宅のこともありますけれども、とにかく若い人たちがこの地域に入ってきて、そして子供たちがいてにぎやかにしていただきたい。うちなんか本当に子供の顔が見えないから寂しいのです。そこから辺よくまた、これは企業の皆さん方も来ていただいて、活気あるものをつくっていただければと思っています。またよく検討していただきたいと思いますけれども、もう一回だけ、若い人たちの住宅の思いを聞かせていただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

阿部議員が言われることは本当にそのとおりだと思っています。まさにそうしたいと思っ、市政を一応任されていると思っているので、そこの気持ちにたがえないように、たがえないというか、一緒ですから、頑張ってもらいたいと思います。

第二上田の小学校はワクチン接種会場に今使わせてもらっているところもあって、今のところまだ学校を使っている感があるのですけれども、ワクチン接種会場のことが終わると——私はあのとき何回かあの周りに行くたびに、周りを私もぐるっと歩いてみるのですよ。や

やはりこれは地元の人は寂しく感じるだろうなど。草も多少伸びたりということも、当然学校として使っていたときとは違いますから。気をつけますけどね、その辺は。

そういうふうに思われぬように何とかやっていきたい。これは地域の皆さんのまたアイデア等もあると思うし、ぜひ、そういう声があったら寄せていただきたいと思います。若い皆さんの声があるようにという思いでありますので、よろしくお願いします。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

1番はこのくらいにして、次、基幹産業のほうに移らせていただきます。観光業、それこそ2年続きのコロナ禍で観光業は本当に厳しい。もう多くの議員の皆さん方が質問しています。本当にそのとおりだと。私もこういうことばかり言って失礼けれども、私もずっと長年、農業体験施設ということで、農業体験、そば打ち体験、いろいろな体験をやっていますけれども、去年からほとんど来ません。これは来年はどうなるか分かりませんが。

やはり観光、とにかく我々の地域は、長年、観光と農業を基幹産業で育ってきたと言ってはあれけれども、そうしてやってきた地域です。そして今回、6月議会、3番議員が観光協会の質問をしていました。観光協会になると市長はプロ級のプロですから、あまりあれですけれども。私も観光協会の方がたまに来るのですよ。体験農業とか、来ててもまたすぐにキャンセルになって、観光協会へ行くと今までいた人とまた新しい方が入ってきたりして、考え方がそれこそ違います。やはり今のやっている、これから取り組む観光協会というものは、地域を全部巻き込んでとにかくやっていかなければ、これからの観光は成り立たないということ強く、そのことがやはり今の観光振興の取り上げた問題だと思っています。

ここに頂いた資料ですけれども、観光地域づくり法人のDMOだそうですが、これはまだ認可されていないのですね。今申請している状況なので、来年4月には認可になるのではないかと。認可になると、また大分活動の仕方が、今現在まだそれを願っているというような話でありました。この観光地域づくり法人——DMOの、それを物すごく期待しているのです。そういったとき、一番トップになるのは、やはりこの市の商工観光課だと思います。なかなか観光協会といっても、南魚沼市は多くの観光協会がありますから、それをまとめていくというのは、なかなか私は大変だと思いますし、温泉組合もありますし、いろいろある。

以前、私が議長をしていたときも、そういった会議に出たことがあるのです。いろいろの観光協会が一堂に集まって会議する。それから、段々私も離れてきましたから分かりませんが、そういった会議をどんどん持って行って、とにかく皆さん方が一緒になって、そして取り組んでいくという方向をきちんと、また力強くアドバイスのことをやっていただけたと思うのですが、その点について市長、聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

ちょっと質問してもいいですか……

○議 長 はい。

○市長 1 林市長の政治姿勢について問う

そろそろ始まりますが、もっと行政が前に出て指導力というか、ちょっと言葉は悪いですけども、そういうことを發揮してやる形を取っていけと言っているのでしょうかね……（「そうです」と叫ぶ者あり）それについてどうだということですね……（「そうそう」と叫ぶ者あり）分かりました。了解しました。

今、観光の皆さんがそういうふうにとちょっと考えていない向きもあると思っているんですけども……（「いやいや、そういうことでは」と叫ぶ者あり）私の思いの中では、ちょっと間違っ取られると困るのですけれども、よく例えに出すのが、DMOの先駆的な存在というのが、個人的に調査にも行きましたが、ヨーロッパの我々が——またその話かと言ってもらっては困るのだけれども、非常に山岳リゾートとして先頭を切ってきたチロル州ですね。ここではチロル州知事がトップです。そしてDMOの、そういうきちんとしたふだんの職務をきちんとやる人、それも対価主義なのです。成績主義です。例えば、そういうことです。だから、緊張感がやはりあります。そして行政というか、チロル州は財源を持っていますから、法律に基づいた観光税、宿泊税をきちんと取った。それがきちんと州税として州に入っていて、それをどうやって使うかということになりますから、そういう形です。

なので、DMOの先は、財政を頼らないのであれば、その皆さんの自由闊達なやり方でもいいけれども、行政がやはり支出していくということも含めてやる場合には、当然関与もさせていただかなければ、責任もありますから。そういうことも含めてです。なので、観光事業者だけのものではない、地域のブランド力全体の問題を抱えてやっていく。そういう方向性を出したり、ブランディングしたり、例えばマーケティングもしたり、そういうことがDMOのこれから行く姿です。そのときにやはり行政が、今までの形ではない形を取っていくために、一緒になって取り組んでいくことは当然のことだと私は思っていますが、これもやはり皆さんと一緒に話をしながら。観光協会組織の、形を変えた形ではないのだ、あつてはいけないのです、DMOは。と私は思っていますので、そういう形です。

そして、観光だけではないです。農業も様々な業態の皆さんも入った地域全体。これをどうやって語っていけるか、推進していけるかということに切り替わってくるわけなので、我々も頭の中を整理していかなければならないと思っています。その中で行政が果たす役割も大きいと思います。形を変えて。

○議長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

市長の言うとおりでと思います。DMOは、目的は営利が目的ではないのです。地域が潤う、そしてみんながよかったと言われるようなやはり、そういった組織、また活動。その中心になるのが観光協会。それを支えているのが行政、また周りの一緒になってやろうという人です。

ですから、観光協会が中心になってやってもらえれば、もちろんやりますけれども、やはりみんなが——だから、私のところにも農業体験ということで、そういった相談に来るの

です、一緒になって。もちろん私も、喜んでそういった体験に来てくれる皆さん方は大歓迎です。

そういったもののやはり中心的になってもらうのがこの組織だと、観光協会だったりする。それをきちんとやはり、行政は全体的に支えていくのだという、先ほど話したように、観光協会の皆さん方もいろいろ変わって、地元の人ばかりではなくて、よそから来ている人もいて、新しく大分変わっていました。だから、なかなか地域の実態が分からないというところもあろうかと思いますが、そういった、やはりこれから冬になったりして、とにかく多くの方が——先ほど市長は 390 万人、やはり 400 万人以上来ていただかないことには、この地域は潤わない。また、雇用にもつながらない。そういった思いで、ぜひ、取り組んでいただきたい。そういうふうに思っているところであります。観光はいいです。

次は農業にいきます。農業も本当にそれこそ市長が先ほど言われましたように、ふるさと納税のおかげと言っては悪いけれども、本当にそれこそ、私、農家、非常に助かっています。そうした中で、今年春、主食米が多くて、在庫があるから転作していただきたいと、そういうお願いが来ました。「おい、嫌だな」と。「冗談ではない」と言ったけれども、やはり協力するところはしていかなければ仕方ないという思いで、私と与えられた俵数は 80 俵で、加工米として届けました。

そうした中、今現在はもう 7 月から米がないのですよ。私が売りたい米はない。ほかの販売している農家の皆さんも、なかなか米を集めるといってもなかなかないのです。そこで私はいっそのこと、やっとなら平成 30 年に生産調整が終わって、やっとなら今度は楽々米を作って、そして思い切って販売して、農家の意欲を高めようと言いつつも、また今年も生産調整、まだ 2 年ぐらしかたっていない、……。その面積ですよ、南魚沼市の水田面積は 5,821 ヘクタールあるのです。それで作付面積が 4,827 ヘクタール、そして収量にして約 2 万 5,000 トンです。そこで今年、南魚沼市に与えられた転作 994 ヘクタールだそうなんです。大体計算してみると 5,200 トンぐらいの、これだけの農家の皆さん方がみんな協力したと思うのですよ。飼料米、加工米、もち米、あと……。米が足りないと言いつつも、そして困った、困ったと言いつつも、そんなことをしていると、農業をやろうという意欲が段々少なくなると思えますよ。

この農業や観光で、全国から意欲のある人が来てもらってやっていこうというにもかかわらず、こういった、南魚沼市独自でもきちんとして南魚沼産をしっかりと農業をやって売りたいのだと。販売していくのだと。ふるさと納税もきちんとこれだけ頑張ってもらっていて、本当に市長はじめ職員のおかげでこれだけの米が県下でも、米に対しては一番だと先ほど言いつつも、本当にそれはありがたいです。それに応えていくためには、物がなければやはり駄目だと思うのです。米の価格も一般コシヒカリが 1,800 円下がった。でも今年も幸い、南魚沼産コシヒカリは据置きだ。それは本当に、でも安心しました。

昨日、11 番議員からも農業に対して説明がありました。本当にありがたいことだと思いつつも、やはり南魚沼市の農業を守っていくためには、先ほど私が言いつつも 994

ヘクタール、場合によればまたもっと増やしてくれというような可能性がないばかりではないですね。そういったことで、市長はどういうふうに考えているのか。ふるさと納税もしてみんな作ってやろうと、そういう意気込みで。まあそれは仕方ないというのか、そこら辺についてちょっと聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

お答えしたいと思います。当市はおかげさまでですが、いろいろな状況がありますけれども、在庫が発生しない状況が生まれている。これはさっきの話のとおりです。なので、減反が終わって、やっとよくなったと。あるとき多分、井口市長がこの席で、「これから全部一株残らず植えよう」などと言って、うれしく聞いたではないですか。しかしながら、国全体の中で米の需要というのがやはり落ちてきてしまっている。それが全国的に課せられてきている。その中で先ほど言った、加工米とかいろいろなものに振り分けられていく。コシヒカリだけを作るなど言われている。誠に残念なことです、そういう状況があります。

なので、今日、鈴木議員にもお答えしてきていたとおり、その中で園芸に切り替えていけという話があります。適地適作というのは、誠にそのことを言っているのだと私は思います。なので平場で、例えば名前出すと怒られるので言わないけれども、平野部において除草剤がいっぱいまかれて茶色い畦端になっているところの米なのか、我々の地域のように本当に中山間地を守りながら額に汗して頑張っていて、良食米を作っている地域なのか。適地適作、本当に考えなければいけないと思います。そういったところには手厚く、農政ですから、やはり国の政策だと思うのです。そういったところには、作りやすい、雪も降らない、そういったところは二毛作もできる。例えばそういう環境。しかし、米の米価は安いところ。そこにそういう園芸的なものを集約していき、適地と思われている 45 万俵を全部売り切れば、一株残らず植えられる地域です、ここは、と思っています。

ただ、ふるさと納税が、恒常的にずっと続くかどうか分からない制度であるということも、うぬぼれてはいけません。どこかでなくなるかもしれないということも考えながら。しかしながら、トップブランドを誇っている私どもが、やはりあれを作るな、これを作るなではなくて、作らせていただく。そういうことは、ここでやはり我々が、いろいろ雄たけびとか、ほえていても、なかなか難しいのだと思います。

このことについては、議会の皆さんも、例えば意見書として上げるとか、我々も市長会を通じて頑張りますし、やはりそういう主張はずっと続けています。これは私は間違っていないと思っているので、そういうことが国政にも届けていったり、やはりちょっと政策転換を凶ってもらいたいという思いがあります。減反が本当にやっと終わって、と思っている地域であります。しかし、全国には作りたいと思っている人もいるかもしれないから、勝手なことばかり言えませんが、しかし、大きな意味でそうやって転換していくべきではないかと私は思います。

以上です。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

本当にこれも難しい問題だと思います。適地適作、これにこしたことはありません。私たち農家でもやはり段々、中山間地域においても農業の担い手、やり手がなくなります。そうかといって、この中山間地域もきちんと守っていかなければ、・・・の農業も守れないのです。ですから、いいところばかり作付して、悪いところは——みんながやはり米を作ってもらいたいのですよね、私の気持ちは。そうかといって、では、中山間地もやれと言われてもなかなか手がないし、厳しいですけれども。やはり若い人が本当に農業をやっていくと。またそれをきちんと販売できるということが、今一番また農業をやる励みでもあるし、新規就農者だって毎年 10 人ぐらい希望を持ってきて、辞める方もいますけれども、そういう希望を持ってくることによって、人口的にもまた若い人が増えてくると、私は思っています。農業も自分だけいいという問題ではありません。

確かに、県下を見てもみんなよくならなければ。台風の災害を見てもやっと収穫になろうというとき水害になったあの姿を見ると、本当に気の毒だと思いながらニュースを見ています。本当に人口減少で主食米が減少するのもやむを得ないかと思うけれども、でもやはり頑張っていて、農業も私もこういうものを続けていきたいし、やりたいと思っていますし、できるだけきちんと守っていただきたい。そういうふうな強い思いであります。これ以上お話ししてもあれですから、3 番目の財政に移らせていただきます。

財政となりますと……（何事か叫ぶ者あり）了解です。まだ大丈夫です。ヤングケアラーはもう簡単にいきますから。財政計画の中では本当にそれこそ、町が合併したときは、それこそ塩沢町の時と規模が全然違いますね、やはり。当初合併したときはそれこそ財政健全化計画で、本当に乗り越えてきた感があります、市長も分かりますけれども。今年の決算を見ますと、実質公債費比率、将来負担比率も本当に改善されてよくなっています。しかし、私たちの生活からすると、今後まだごみの問題、また新庁舎だって、いずれ考えていかなければ駄目だと思うし、まだまだ大型の事業がやはり残っております。まだいろいろ、地域医療の問題もあります。そういったことを考えると、やはり多少なり、先行きが不安になると思うところがあるのです。

ちょっと・・・した言い方して申し訳ないのだけれども、我々市民が輝いてこそ、また生きがいを持ってこそ、やはり行政だってちゃんと発展していくし、そのことが一番大事だと私は思っているのです。ですから、市民サービスをきちんとやっていただきたい。そのことを思っているのですが、市長、今後に対してどのように思っているのか。その点について聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 林市長の政治姿勢について問う

ありがとうございます。財政のことをいつも思うときに、よく家計簿に市の財政を例える人がいますね。私も当初そういうふうに思ったこともあったけれども、全然家計簿とは違い

ます。何もやらなければ、当然数字はよくなっていく。しかし、そういうことはできません。サービスが低下するわけにもいかない。しかし、その辺のやはりバランスだと思っているのです。

投資をやらなくて——それを過度にやってはいけませんが、やはりそうやって必要なことをやりながらやっていく。本当に、厳しい数字になっていろいろな管理を受けてしまうような財政運営にしてはもちろんなりませんが、それは当然してはいけませんけれども、将来負担といっても、本当に将来のために大事なものを残すべきことは、赤字国債も同じですが、建設国債も同じですけれども、やっていかなければならないのですよ、自信を持って。

しかし、そのときに本当に自信を持ってやれるかどうかということが、やはりこういう議場とか、我々が誠心誠意考えてやっていかなければならない。これらを含めて・・・せていかなければならないと思っているので、私は財政のことで、数字のことに一喜一憂すべきではないと、思っている市長です、実は。気にしていますよ、すごく。それは悪化し過ぎないことには気にしています。しかしながら、果敢にやるべきことをやらなければ、何のための市長であるかということであります。と私は思っています。気を緩めるわけではありませんけれども。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 林市長の政治姿勢について問う

当然、そういうふうに意気込みを持ってやっていただきたいと思っています。私も農業をやって、それこそ議員になったときは3町歩、4町歩ぐらいしかないので。これは後継者、後釜ができて、徐々に増えて今20町歩の先をいっていますけれども、やはり機械を借金しながらも導入していかなければ、先が立たないのです。先ほどと同じだと思うのですけれども、やはりきちんと目標を持って、市民のとにかくサービスを落とさないようにやはりやっていただきたい。そのことを常に頭の中に入れて今後やっていただきたい。そういうふうに思うところであります。先ほど答弁いただきましたから、よろしいです。

2 ヤングケアラー対応について

時間の都合で2番目のヤングケアラーについて。ヤングケアラー、それこそ昨日、18番議員が本当に詳しく説明していただきました。私、何でヤングケアラーの質問をする気になったかといいますと、恥ずかしい話ですけれども、うちの娘が新型コロナウイルスに感染して入院しました。うちには中学1年の孫娘がいます。生活様式がまるきり変わったのです。孫はその生活の中で、そのおかげと言っては悪いけれども、自分のことは自分ですようになったし、1人で寝られるようになったし、そして料理もする。これは非常に、幸いのことによかったですけれども。

これは、たまたまほんのわずかお手伝いさんというような感じではなくて、こういった子供たちが1年中そういう状況になっていたとき、どういう思いでいるのだろうと。そう思いながら、このヤングケアラーというのを質問しようと思いました。これを見ますと、18番議員が言いましたけれども、本当に中学生、高校生の方が大勢いるのです。そして柏崎辺りな

んでもう、全部新聞にも載っていました。とにかくヤングケアラーの皆さん方を守っていきたくたい。そういうふうなことを言っていますけれども、なかなかこの実態がやはりつかめないのです。自分の家庭を守る。嫌なことは隠す。

昨日、教育長は、中学校の92.何パーセントだったか、文化部と運動部をやっているということを知ったとき、これだけでもあれだな、頑張っているクラブ活動をやっているのだと思いつながら聞いていたのです。1人でも生き生きと、子供たちが勉強にスポーツにできるように、温かく見守ってやっていただかなければ。これが行政の仕事だと思うのです。家庭はやはり嫌なことは隠す。先生方もそう言っています。なかなか実態をつかめない……（何事か叫ぶ者あり）そういったことでやっていますから。ちゃんとそういったことを見極めてやっていただきたい。そのことをまた改めて質問させていただきますけれども、いかがか。お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 ヤングケアラー対応について

阿部議員の2つ目のご質問、ヤングケアラーの問題。昨日、黒滝議員のほうにもいろいろ詳しく話をしましたが、かぶるところもあります。私は前段として、そういうお手伝いしたりするということは非常にいいことで、褒められるべき存在だと思います。家庭内で支え合ってやっていく。しかし、これはいいのですが、ずっとそれが続いてしまったり、そして本人はそれが非常に重荷になっていってしまったり。もう一つは、最悪は自分の人生を決める段階において、こういう学校に進みたい、それもあるけれども、ケアをする。面倒を見なければいけないのでそれを——例えば弟のことや妹のことかもしれないし、お父さんや——分かりませんよ、それは。家庭環境によって。そういうことが理由で、それをあきらめなければいけないということ。これが私は一番あると思うのです。

この間、苦にして兄弟をあやめてしまったという事件もあった。そんなことは最悪のことですけれども、少なくとも幅広い問題だと思います。そして手伝いの度合いもいろいろあると思うので、その辺を見極められるのは、アンケートしてもなかなか出てくるかも分からないし、実は当たり前に行っていて気づいていない子供もいるということも聞いています、全国的には。当市でそれが、先ほど言ったようなことがあまり起きないようにきちんとやっていくこと。ちゃんと見る目を持って、みんなが見張っている。その中できちんとしたことが行われていくべきだと思っておりますので、よろしくお願ひします。そうしたいと思っております。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 ヤングケアラー対応について

終わります。

○議 長 以上で、阿部久夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は9月10日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時23分〕